

由布市告示第20号

平成22年第1回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成22年2月18日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成22年2月25日
- 2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂

○開会日に応招した議員

鷺野 弘一君	廣末 英徳君
甲斐 裕一君	長谷川建策君
二ノ宮健治君	小林華弥子君
高橋 義孝君	新井 一徳君
佐藤 郁夫君	佐藤 友信君
溝口 泰章君	西郡 均君
太田 正美君	佐藤 正君
田中真理子君	利光 直人君
久保 博義君	小野二三人君
工藤 安雄君	生野 征平君
佐藤 人已君	瀧野けさ子君

○応招しなかった議員

なし

平成22年 第1回(定例)由布市議会会議録(第1日)

平成22年2月25日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成22年2月25日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の施政方針
- 日程第5 請願の取下げの件について
- 日程第6 請願・陳情について
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「平成21年度由布市一般会計補正予算(第6号)」
- 日程第10 議案第1号 和解及び損害賠償額の決定について
- 日程第11 議案第2号 由布市青少年健全育成条例の制定について
- 日程第12 議案第3号 由布市児童医療費助成に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第4号 庄内町ふるさと定住マイホーム祝金条例の廃止について
- 日程第14 議案第5号 庄内町ゆたかなふるさと定住促進条例の廃止について
- 日程第15 議案第6号 由布市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の全部改正について
- 日程第16 議案第7号 由布市行政組織条例の一部改正について
- 日程第17 議案第8号 由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第9号 由布市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第10号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第20 議案第11号 由布市公民館条例の一部改正について
- 日程第21 議案第12号 由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第13号 由布市挾間健康文化センター条例の一部改正について
- 日程第23 議案第14号 由布市湯布院スポーツセンター条例の一部改正について
- 日程第24 議案第15号 由布市文化財保護条例の一部改正について
- 日程第25 議案第16号 由布市民運動場条例の一部改正について

- 日程第26 議案第17号 由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第18号 由布市乙丸温泉館条例の一部改正について
- 日程第28 議案第19号 由布市消防手数料条例の一部改正について
- 日程第29 議案第20号 市道路線の認定（岳本湯の坪線）について
- 日程第30 議案第21号 竹田市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第31 議案第22号 平成21年度由布市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第32 議案第23号 平成21年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第33 議案第24号 平成21年度由布市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第34 議案第25号 平成21年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第35 議案第26号 平成21年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第36 議案第27号 平成21年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第37 議案第28号 平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第38 議案第29号 平成21年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第39 議案第30号 平成21年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第40 議案第31号 平成21年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第41 議案第32号 平成22年度由布市一般会計予算
- 日程第42 議案第33号 平成22年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第43 議案第34号 平成22年度由布市老人保健特別会計予算
- 日程第44 議案第35号 平成22年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第45 議案第36号 平成22年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第46 議案第37号 平成22年度由布市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第47 議案第38号 平成22年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第48 議案第39号 平成22年度由布市健康温泉館事業特別会計予算
- 日程第49 議案第40号 平成22年度由布市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第50 議案第41号 平成22年度由布市水道事業会計予算
- 日程第51 議案第42号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告

- 日程第4 市長の施政方針
- 日程第5 請願の取下げの件について
- 日程第6 請願・陳情について
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「平成21年度由布市一般会計補正予算（第6号）」
- 日程第10 議案第1号 和解及び損害賠償額の決定について
- 日程第11 議案第2号 由布市青少年健全育成条例の制定について
- 日程第12 議案第3号 由布市児童医療費助成に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第4号 庄内町ふるさと定住マイホーム祝金条例の廃止について
- 日程第14 議案第5号 庄内町ゆたかなふるさと定住促進条例の廃止について
- 日程第15 議案第6号 由布市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の全部改正について
- 日程第16 議案第7号 由布市行政組織条例の一部改正について
- 日程第17 議案第8号 由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第9号 由布市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第10号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第20 議案第11号 由布市公民館条例の一部改正について
- 日程第21 議案第12号 由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第13号 由布市挾間健康文化センター条例の一部改正について
- 日程第23 議案第14号 由布市湯布院スポーツセンター条例の一部改正について
- 日程第24 議案第15号 由布市文化財保護条例の一部改正について
- 日程第25 議案第16号 由布市民運動場条例の一部改正について
- 日程第26 議案第17号 由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第18号 由布市乙丸温泉館条例の一部改正について
- 日程第28 議案第19号 由布市消防手数料条例の一部改正について
- 日程第29 議案第20号 市道路線の認定（岳本湯の坪線）について
- 日程第30 議案第21号 竹田市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第31 議案第22号 平成21年度由布市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第32 議案第23号 平成21年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第33 議案第24号 平成21年度由布市老人保健特別会計補正予算（第2号）

- 日程第34 議案第25号 平成21年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第35 議案第26号 平成21年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第36 議案第27号 平成21年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第37 議案第28号 平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第38 議案第29号 平成21年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第39 議案第30号 平成21年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第40 議案第31号 平成21年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第41 議案第32号 平成22年度由布市一般会計予算
- 日程第42 議案第33号 平成22年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第43 議案第34号 平成22年度由布市老人保健特別会計予算
- 日程第44 議案第35号 平成22年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第45 議案第36号 平成22年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第46 議案第37号 平成22年度由布市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第47 議案第38号 平成22年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第48 議案第39号 平成22年度由布市健康温泉館事業特別会計予算
- 日程第49 議案第40号 平成22年度由布市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第50 議案第41号 平成22年度由布市水道事業会計予算
- 日程第51 議案第42号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について

出席議員（22名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 鷺野 弘一君 | 2番 廣末 英徳君 |
| 3番 甲斐 裕一君 | 4番 長谷川建策君 |
| 5番 二ノ宮健治君 | 6番 小林華弥子君 |
| 7番 高橋 義孝君 | 8番 新井 一徳君 |
| 9番 佐藤 郁夫君 | 10番 佐藤 友信君 |
| 11番 溝口 泰章君 | 12番 西郡 均君 |
| 13番 太田 正美君 | 14番 佐藤 正君 |
| 15番 田中真理子君 | 16番 利光 直人君 |
| 17番 久保 博義君 | 18番 小野二三人君 |
| 19番 工藤 安雄君 | 20番 生野 征平君 |
| 21番 佐藤 人已君 | 22番 淵野けさ子君 |
-

おりますので、よろしく願いいたします。

午前10時00分開会

○議長（**渕野けさ子君**） おはようございます。すっかり春の気配を感じる陽気になってまいりました。平成22年第1回定例会に当たり、私よりごあいさつを申し上げます。

まさに世相は世界中が注目しているバンクーバー冬季オリンピックが開幕し、市民の皆様も注目の日々が続いていることでしょう。そのオリンピックの中で、カーリング競技が注目を浴びているようですが、氷の上で勝負に向かう真剣なまなざし、技術力とともに精神力と女性としてのしなやかさや美しさを持つ選手たちに、同じ日本人として誇りに感じるのは私だけでしょうか。きのうからはメダルの期待が高いフィギュア競技も始まりました。皆さんとともにアスリートたちの戦いに声援を送りたいものです。

また、大分県では県内一周駅伝も激走が続いており、市民の期待も大きいところですが、由布市チームも前半が終わり、選手も懸命に頑張っております。後半戦に向け、市民の皆さんとともに声援を送りましょう。

市内においてもさまざまな動きがございました。米海兵隊の実弾射撃訓練も20日にすべてが撤収し、市民の安心・安全に全力を挙げていただいた消防団湯布院方面隊や地元自治区などの関係者並びに市職員各位に敬意を表したいと思えます。

また、今年の痛ましい野焼き時の災難に二度とこのようなことを繰り返さないようにと、火入れ条例の改正が行われ、この改正を踏まえて野焼きを実施していただいている関係組合の役員さんの周到なる打ち合わせと指揮のもと、ことしは完璧に実施されたとお聞きいたしました。大変御苦労さまでした。

2月4日にはうれしい情報が発表されました。大分県農業賞の企業的農業経営の部で挾間の広渡農園さんが優秀賞に輝きました。経営者の熊谷夕佳さんは、24人のパートを雇用して、小ネギの栽培をしており、「由布小ネギ」という由布ブランドでの受賞は市内の農家の皆さんの励みになることと思えます。受賞のお喜びを申し上げます。

さて、今定例会は平成22年度の由布市の1年間の予算を決定する重要な定例会です。一般会計の総予算案は156億4,000万円が計上されているようです。対前年比較で、5.3%の増額で、総合計画や行革を見据えた積極的かつ攻めの予算が計上されていることと思えます。

由布市議会では、議会改革や開かれた議会を目指し、積極的に議員研修、研さん事業が展開されていますが、今回実施された研修は、議員全員が参加する仕組みの研修で、22日は熊本県の水俣市の産業廃棄物処理施設が市民や行政そして議会のスクラムにより、進出業者が撤退をした経過についての視察を挾間地域の協議会の皆さんと合同現地視察研修が行われたことは画期的な

合同研修会で行いました。

また、翌日は、阿蘇市におけるあの壮大に、阿蘇の自然景観の保全の仕組みやまちづくり支援事業の視察は、職員のちょっとしたアイデアと知恵によつての財政運営やまちづくり事業が成果を上げていることに議員一同感動したものでした。

一方、議会改革では議員定数の削減による大幅な議員報酬や各手当などの経費が前年比較で減額を実行いたしました。

また、今定例会から開かれた議会を目指し、議会中継の映像がインターネット中継により、その模様が全世界どこでもごらんになれることができるようになりますほか、テレビ中継も各庁舎に放映されることになりました。

とりわけ、今定例会では新規条例の制定や改廃、一部改正も提案されているようです。

このような中、先般の全国議長会地方行政委員会の一員としての会議に出席した中で、国は「地域主権戦略推進計画」を制定し、この推進計画に基づき、国と地方行政関係や財政の仕組みの変化が具現化してくるようでございます。私たちの議会や行政が知恵を出しての行政運営が必要になってきます。

由布市においても、雇用対策や子育て支援、教育対策に思い切った市民のための予算が計上されているようでございます。市民の皆様の経済事情や市民生活は想像している以上に深刻なものがございまして。市民ニーズに敏感に対応するべく積極的で前向きな議論を通じて、地域の自治を大切にしたい日本一のまちづくりに一歩でも進むことを念じての議論を深めていただくことを御期待申し上げ、私の開会に当たつてのあいさつといたします。

議長の日程報告は、お手元に配付の資料をごらんください。

なお、議事の進行等を勘案して、議案説明等は本会議では基本説明、各委員会では詳細説明で、要領よく、特に本会議の説明は重複説明等がないように執行部をお願いいたします。

それでは、本定例会の招集者でございます市長のあいさつを受けます。市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。本日ここに、平成22年第1回定例会を招集いたしましたところ、公私ともに大変お忙しい中、議員全員の御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

2月とはいいながらまさに春の陽気を感じるきょうこのごろでございますが、二豊路に春を告げる県内一周駅伝も開催されているところでございます。

議員各位におかれましては、12月定例会以降、精力的に議員活動に精励されておられますことに対して敬意を表す次第でございます。

さて、本定例会では、諮問案件2件、承認案件1件、平成22年度一般会計予算を初めとして

議案４２件などを提案いたしております。

また、追加提案といたしまして、議案１件、報告１件を予定をいたしているところでございます。

いずれも重要な案件でございますので、慎重なる御審議をお願い申し上げ、また、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（**渕野けさ子君**） ただいまの出席議員数は２２名です。定足数に達していますので、ただいまから平成２２年第１回由布市議会定例会を開会します。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、各関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第１号により行います。

これから本日の会議を開きます。

日程第１． 会議録署名議員の指名について

○議長（**渕野けさ子君**） まず、日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第８１条の規定により、７番、高橋義孝君、８番、新井一徳君の２名を指名いたします。

日程第２． 会期の決定について

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第２、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、本日から３月１９日までの２３日間といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から３月１９日までの２３日間と決定いたしました。

日程第３． 諸報告

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第３、諸報告を行います。

まず、議長報告については、前期定例会終了後から今期定例会開会までの分をお手元に資料として配付しておりますので、お目通しをいただき、報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告をお願いいたします。市長。

○市長（**首藤 奉文君**） それでは、平成２１年第４回定例会以降の行政報告を申し上げます。

まず、12月25日、ゆふ大学の終了式が湯布院公民館ホールで行われまして、2期目にかけての思いを述べさせていただいたところでございます。

次に、年末になって行われております、消防団の夜警巡視のため、12月28日に湯布院方面隊、29日に挾間方面隊を回り、団員を激励をいたしました。

年が明けまして1月4日に仕事始め式を行い、職員に対しまして、職員に対する評価が由布市に対する直接の評価につながることを念頭に、これまで以上に市民サービスに努めてほしいと訓示を行ったところでございます。

また、同日、はさま未来館で由布市新春互礼会を開催し、議員の皆さんを初め多くの市内各界の代表に御参加をいただく中、今年にかけての思いを語り合ったところでございます。

次に、1月6日、由布川幼稚園の落成式を行いました。総事業費2億4,000万円、鉄骨2階建てのすばらしい新園舎の完成によりまして、本年4月から、4歳児・5歳児各2学級の保育へと移行することになり、就学前教育のさらなる充実が図られるものと考えております。

次に、1月10日には平成22年成人式がはさま未来館で開催され、今年度成人を迎えた398人のうち、277人の成人者が出席し、新成人の門出を祝ったところでございます。

次に、1月11日には由布院温泉旅館組合による「由布院温泉感謝祭」が行われ、参加させていただきました。日ごろ、由布院温泉を訪れるお客様と地域の皆さんへの感謝の気持ちを込めたイベントということで、多彩な催しが用意され会場を埋め尽くした方々を楽しませてくれたところでございます。

次に、1月12日に大分・由布商工会広域協議会の行政懇談会に出席し、「今後の由布市のまちづくり」についてお話をさせていただきました。

次に、1月14日、「豊の国かぼす大使会・大分かぼす会新年懇親パーティー」が大分市で開催され、出席をいたしました。会場には広瀬知事をはじめ、県内市町村長や地元企業代表が集い、意見交換を行い親交を深めたところでございます。

次に、1月15日には、新春を飾る由布市消防団特別点検が挾間町中州賀グラウンドで行われました。団員は、日々機械器具の点検を怠らず、訓練にもいそしんでおり、人員服装点検から放水点検に至るまで、議員御観覧のとおり、極めて優秀でありました。由布市にとりまして、消防団はまことに頼もしい限りでございます。

次に、1月19日には、知事と市町村長との意見交換会が大分市で行われ、出席をいたしました。広瀬知事より、大分県政のこれからのについての講話があり、意見交換会においては、それぞれの市町村が抱える課題や展望などについて意見が交わされたところでございます。

次に、1月20日には、国道210号線改修促進協議会の要望活動のため、福岡市の九州地方整備局へ参りました。大分市長とともに、由布・大分市域の道路整備予算の確保と国道210号

線4車線化の早期整備の対応を、九州地方整備局川上副局長、野口道路部長へ要望いたしたところでございます。

次に、2月7日には、はさま未来館におきまして、NPOはさま未来クラブが主催する「由布市協働のまちづくり市民交流会」が行われ、出席をいたしました。当交流会は、市や地域のために活動するたくさんの団体が集い、日ごろの活動の取り組みや成果について、楽しく語り合う場となっております。

また、これからのまちづくりに不可欠な団塊パワーを輝かせる取り組みも行われており、由布市にとりましても、これらのグループ、団体との連携を深めることで市民サービスをより向上できるものと思っているところでございます。

また、同日には「産廃処理施設建設反対運動総決起集会」が、はさま未来館におきまして開催され、私も来賓として出席し、あいさつをさせていただきました。

私は、産業廃棄物を処理するための施設は必要なものではあるものの、挾間町の建設予定地には清流山王川があり、挾間地区民1万5,300人の大半が命の水として利用している上水道の大分川取水口の上流に流れ込んでおります。施設の劣化や破損等有事の際には、そこに居住する市民に必ず大きな影響が及ぶことでありまして、「市民の健康・安心・安全」を預かる市長として、かかる施設の建設を容認することは到底できるものではありません。議員皆さんを初め、市民の皆さんとともに取り組んでまいりたいと考えております。

また、同日、元由布院温泉観光協会会長中谷健太郎氏の観光庁長官表彰受賞を祝う会が湯布院で開催され、私も参加をいたしました。今回の受賞は、地域特有の文化や資源を生かし、住民参加により、全国有数の温泉地ゆふいんのまちづくりに寄与された功績によるものでございます。

2月8日に、クアオルト研究室の小関信行博士をお迎えし、「クアオルト構想」について、その講演会をクアージュゆふいで開催いたしました。クアオルトにつきましては、既に40年前から湯布院町が取り組みを始めており、生活型観光地として名をはせる「ゆふいん観光」のこれまで、そして今後について有意義なお話をいただいたところでございます。

次に、2月13日には、恒例の「県内一周大分合同駅伝大会」の結団式が湯布院公民館で行われ、選手を激励いたしました。本年、この大会は既に2月22日に大分合同新聞社前をスタートし、昨日には庄内庁舎前を再スタート、最終日26日の大分市役所に至るゴールまで、選手達は全行程385.6キロ、37区間を走り抜きますが、由布市チームの健闘を期待しているところでございます。

次に、2月14日には「由布市生涯学習・社会教育振興大会」を庄内公民館で開催いたしました。当日は、家庭教育支援のためのパネルディスカッションや、いわゆる「おやじの会」のネットワークの取り組みが紹介されましたが、本大会が契機となり、今後、各地域における社会教育

活動がますます充実、発展することを願っているところでございます。

次に、2月18日には平成22年第1回由布大分環境衛生組合定例会が行われ、管理者として出席をいたしました。

次に、2月19日には、別府市で開催されました「第1回おおいたツーリズムサミット」に出席をいたしました。

観光庁の田端部長から、外客誘致、観光連携、休暇の分散という3つのワーキングチームによる観光立国推進の取り組みなど、「観光の方向性」についての講演があるとともに、会場のフードコートにおいては、由布院のチーズやハム、ソーセージを紹介するブースが設けられ、人気を呼んだところでございます。

次に、在沖縄米軍海兵隊実弾射撃移転訓練につきまして報告をいたします。

今回で通算7回目となります同訓練につきましては、昨年12月11日に、大分県庁で「米海兵隊4者間協議」が行われ、その席で福岡防衛局からの訓練についての申し入れがあり、日出生台演習場では4年ぶりとなる移転訓練となることから、「米海兵隊4者間協議」といたしまして、12月17日に九州防衛局に対し、迅速詳細な情報伝達と最大限の安全対策、訓練の縮小、廃止、短縮などの申し入れを行ったところでございます。

訓練につきましては、1月22日に先発隊が、24日には本体が到着し、1月26日には米海兵隊司令官らの訪問を受け、その折、私から司令官に対し、由布市湯布院町については静かな温泉保養地であり、週末や祝日の訓練自粛と詳細かつ迅速な情報の公開をお願いをしたところでございます。

2月3日には渕野議長初め、議員の方々とともに現地視察を行いました。くしくもこの日、日出生台演習場りゅう弾砲の着弾地において、破片等による火災が発生いたしました。ヘリによる消火活動が行われ、10分ほどで鎮火いたしましたが、今回の件は地域住民に与えた不安が大きく、「米海兵隊4者間協議」といたしましては、2月4日に福岡防衛局に対して、原因究明と再発防止を直ちに申し入れたところであります。

射撃訓練は2月11日までの間に10日間行われまして、米海兵隊は2月20日に日出生台演習場から撤収いたしましたところであります。

次に、昨年1月から12月までの1年間の消防本部の火災救急出動件数について、御報告を申し上げます。

火災出動件数につきましては、挾間町10件、庄内15件、湯布院6件の計31件でありまして、救急出動件数につきましては、挾間621件、庄内387件、湯布院591件、合計1,599件となっております。前年対比で見ますと、火災出動件数は3件減少しましたが、救急出動件数は46件の増加となっているところでございます。

最後に、5,000万円以上の工事請負契約についてでございますが、該当はございません。
これ以外につきましては、配付いたしております資料をごらんいただきたいと思います。
以上をもちまして、私の行政報告といたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 市長の行政報告が終わりました。

次に、平成21年第4回定例会において採択されました請願、陳情の処理の経過と結果について、地方自治法第125条の規定により、執行部より報告を求めます。副市長。

○副市長（**清水 嘉彦君**） それでは、平成21年第4回定例会におきまして採択されました請願3件について、その後の処理経過、結果について御報告いたします。

請願受理番号11、受理年月日、平成21年11月30日、件名が、平成22年度に予想される石城小学校の複式学級解消を求める請願でございます。

書いておりますように、複式学級解消のための市雇用臨時講師1名の配置を行うこととしております。

次に、受理番号12、平成21年12月10日受理年月日でございます。件名としましては、湯平小学校の教員加配による複式学級解消を求める請願でございます。

これにつきましても、市雇用臨時講師1名の配置を行うこととしております。

請願受理番号13、受理年月日、平成21年12月15日、件名は、川西小学校の教員加配による複式学級解消を求める請願でございます。

この件につきましても、市雇用臨時講師1名の配置を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（**渕野けさ子君**） 請願、陳情の処理の経過及び結果報告が終わりました。

次に、由布大分環境衛生組合議会の報告をお願いいたします。由布大分環境衛生組合議会議長生野征平君。

○由布大分環境衛生組合議会議長（**生野 征平君**） それでは、由布大分環境衛生組合議会定例会の報告をいたします。

平成22年第1回由布大分環境衛生組合議会定例会を由布大分環境衛生組合会議室において、平成22年2月18日午後2時から開催いたしましたので、その結果について御報告をいたします。

会期は当日1日限りとし、報告1件、議案3件が上程されました。

報告第1号につきましては、平成21年度定例監査報告であります。永松良雄監査委員より、平成22年2月5日に由布大分環境衛生組合において、定例監査を実施したとの結果報告があり、予算執行状況・関係諸帳簿など適正・的確に処理され、正確に執行されているとの報告がありました。

続いて、3議案が上程されました。

議案第1号由布大分環境衛生組合議会定例会条例の一部改正につきましての件であります。

この案件につきましては、定例会の開会する月を現在までの3月と12月を2月と11月に改正するものであります。

続きまして、議案第2号平成21年度由布大分環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ292万4,000円減額し、歳入歳出予算額を歳入歳出それぞれ7億3,304万2,000円とするものであります。

歳入では、清掃費負担金の確定による402万4,000円の減額、諸収入の古紙買い取り料等110万円の増額予算であります。

歳出では、一般管理費の30万円減額、ごみ処理費の賃金と需用費で410万円の減額をしております。し尿処理費では、需用費と委託料で800万円の減額をしております。

補正予算の報告は以上であります。

続きまして、議案第3号平成22年度由布大分環境衛生組合一般会計予算であります。

平成22年度歳入歳出予算額の総額は、歳入歳出それぞれ6億8,064万4,000円とし、前年対比4%の減額予算となっております。

主な歳入は、由布市・大分市の負担金6億4,899万6,000円、使用料及び手数料1,630万1,000円、財産収入11万5,000円、繰越金見込み額1,500万円、諸収入23万2,000円の予算額となっております。

また、歳出では、議会費58万8,000円、総務管理費6,244万円、衛生費4億8,102万3,000円、公債費1億3,059万3,000円、予備費600万円になっております。

各議案とも慎重審議の結果、原案のとおり可決されました。

以上、平成22年第1回由布大分環境衛生組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（**淵野けさ子君**） 由布大分環境衛生組合議会の報告が終わりました。

次に、広域連合議会の報告をお願いいたします。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員利光直人君。

○大分県後期高齢者医療広域連合議会議員（**利光 直人君**） 開会前に一言おわびを申し上げます。先日、広域連合議会がありまして、熊本に行けませんでした。また、私が行かなくて静かであったと言われて方もおられまして大変幸いでした。

それでは、去る23日午前10時から大分市で行われました、平成22年第1回大分県後期高齢者医療連合議会の定例会の御報告をいたしたいと思っております。皆さんのお手元に差し上げており

ますんで、簡単に報告を申し上げたいと思います。

提出議案7件、請願1件で一般質問者は2名でございました。

議案の第1号は平成21年度の一般会計の補正でございます。議案2号につきましては、21年度の特別会計の補正、3号議案につきましては、22年度の一般会計予算、4号議案は、同じく22年度の特別会計の予算でございます。

あと、5号議案等については職員の給与の改定でございます。6号議案は保険料の条例の一部改正でございます。7号議案につきましては、保険料の軽減措置を実施するための改正を行うものでございます。

総括して言えることは皆さん御承知のとおり、この連合議会、2008年の4月1日に発足をいたしまして、1年と11カ月が経過していますが、民主党が政権をとられて平成24年にこれを廃止するという事になっておりますが、現在この改革会議が昨年の11月に発足されまして、毎月1回の会議で行われているようでございまして、既に1月まで3回の会議が行われているようでございます。これを秋口に中間発表をして最終的に23年の1月、来年の1月、正式発表すると。それからどういう形になるかわかりませんが、23年度中に枠をつくりまして、24年の1年間をかけて、25年の4月1日に新しく何らかの形でこれを発足するという事を現在では大分県広域連合のほうは中央から聞いている状況だそうでございます。

今後の成り行きを見ながらこの会議を進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（瀧野けさ子君） 大分県後期高齢者医療広域連合議会の報告が終わりました。

次に、地方自治法第235条の2の規定による、例月出納検査の結果について、代表監査委員より報告を求めます。佐藤代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） 代表監査委員の佐藤です。報告を申し上げる前に大変申し訳ございません。報告の内容に誤記がございますので、ちょっと修正方お願いしたいと思います。

22年1月6日付の報告の内容でございます。下から2行目でございますが、「今後も粘り強く未納対策を講じ、未集金の回収に努めるよう求めた」と。未集の「シュウ」が「集まる」になっておりますが、「収める」でございます。それと、2月5日の報告の内容でございますが、下のほうになります。下から5行目ですが、「今後も公平性を確保するため未集金の回収に努力されたい」、この「シュウ」も「収める」でございます。それと、下から2行目の字句も「未集金」というところがやっぱり「収める」でございます。大変申しわけございません。おわび申し上げます。

それでは、平成22年第1回の定例会に今度例月出納検査の結果報告でございます。

まず、地方自治法第235条の2、第1項の規定によりまして、平成21年10月、11月及

び12月の例月出納検査の結果を御報告申し上げます。

検査の対象は、会計管理者及び企業管理者の保管する月末の現金の在 High 及び出納状況であります。

検査は、11月26日、同27日、12月25日、1月27日に行いました。

結果につきましては、検査資料の計数の諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されてると認められました。

水道課より水道料金の未納対策のため、滞納者20名に対して、給水停止の措置を行うことを通知し、11名から問い合わせがあり、納付の約束を取りつけたものの、残る9名については音信がなく、給水を停止しているとの報告を受けました。

今後も未収金の回収に努力するよう求めた次第です。

また、湯布院スポーツセンターをはじめ、湯布院健康温泉館等11カ所において、現金実査を行い、現地で確認をいたしました。いずれも適正に管理されておりましたので、御報告申し上げます。

終わります。

○議長（**刈野けさ子君**） 例月出納検査の結果報告が終わりました。

次に、閉会中の委員会の調査研修の結果について報告を求めます。産業廃棄物処理施設建設計画調査特別委員長、西郡均君。

○産業廃棄物処理施設建設計画調査特別委員長（**西郡 均君**） それでは、当特別委員会のこれまでの経過を報告いたします。

11月12日に、改選後の初議会で産廃処理施設調査特別委員会を設置させていただきました。議長を除く挟間出身の議員7名、庄内と湯布院からそれぞれ2名ずつの合計11人で構成しています。第1回の委員会で私を委員長に、副委員長に工藤安雄議員を選出いたしました。

早速第2回の特別委員会を11月25日の午後1時から隣の4階の大会議室で行いました。これまでの建設計画に関する経過について、環境課から説明を受けました。9月17日に開発業者が大分県に対して産廃処理施設建設の事前協議申請書を提出していたことは改選前の9月議会で明らかになり、9月18日の議会最終日、9月議会の最終日に議員全員で建設場所を確認したところであります。

委員会では、この業者の事前協議にかかわって、県知事から照会文書が来ていることが問題となりました。単なる照会文書か、それとも県がこの開発の形式的審査の段階で、これを「適当」と認め、由布市長の意見を求めている文書なのか、執行部でも意見が分かれていましたし、文書の回答期限が12月4日までとなっていることから、直ちに確認することにいたしました。

12月1日の午後1時から第3回の特別委員会を同じ大会議室で行いました。問題の照会文書

が、形式的審査の段階で「適当」と認め、由布市長の意見を求めている重要な文書であることが報告されました。委員会としては、この建設計画に議会が反対していることを反映させるため、委員会としての「建設反対決議」をその場で行いました。12月8日から始まる本会議においても開会初日に、特別委員会から由布市議会としての「建設反対決議」の提案をすることにいたしました。特別委員会に当日、挾間町の自治委員会の役員、それに後藤憲次谷地域づくり推進協議会長にも出席していただき、これまでの経過と今後の取り組みについてもお聞きいたしました。皆さんが言うには議会と力を合わせて何とか建設中止になるまで頑張りたいというふうに語っておりました。

12月14日、本会議が始まる直前に、第4回特別委員会を行いました。副市長から意見書の提出期間を12月4日から10日間延長してもらい、きょうの一般質問で市長が態度を表明した後に、県に意見書を提出する予定であることが報告されました。また、同時に、12月21日に挾間町の自治委員会の役員などが産廃処理施設建設反対の署名を県知事に提出するので、由布市議会も議員もこれに加わり、議長から県知事に対して「建設反対決議」をお届けすることを確認いたしました。

そして、年が明け、1月26日の朝9時30分に大分県の産廃対策課長名で西部開発に事前審査の取下げの勧告を行ったということから、急遽1月29日に第5回特別委員会を行いました。環境課の説明では、事前に勧告文書が配付されたとの県の産廃対策課が誤解して、勧告文書存在そのものを明確にしなかったと報告がありました。県に正式な文書の写しをいただくよう依頼いたしました。また、議会として、水俣市に産廃の行政視察に行くが、その前に特別委員会でも大分県内の産廃施設の状況と反対運動をやっている業者の進出を食い止めた豊後大野市を2月15日に視察することを決めました。

2月15日は、まず、大分市米良の東部開発の処理場を見学いたしました。社長から安定型と管理型の施設が一望できる場所からそれぞれの特徴、また併設している粉碎施設や焼却施設についての説明がありました。米良の施設が住宅団地や高校に隣接していることから、異臭や有害物質の流出を防ぐために、持ち込みの産廃については徹底してチェックしていること。しかし、拒否された運搬業者がそれらを県内のほかの施設、しかも安定型の処理場に持ち込んでいることも公然の事実であることが報告されました。

続いて訪問した豊後大野市では、市役所庁舎正面に「産廃処理場に反対する」横断幕が掲げられていることにびっくりいたしました。議会の全員協議会室で反対運動の経緯についてお聞きいたしました。生活環境部環境衛生課の担当者の説明によると、2007年の3月、産廃業者が既に処理場用地の90%を買収していたとのことでもあります。その3月、予定地の小倉木自治区の定期総会で処理場建設に反対意見が大勢を占め、反対決議を行ったことをきっかけに地元で反対

協議会を立ち上げ、豊後大野市議会でも次の6月議会で反対決議が可決され、大野川流域の反対協議会も設立されたようであります。また、地元の反対協議会がその周辺の土地を取得し、建設予定地に侵入できなくなったことで業者が断念したようです。その後、翌年の3月議会で豊後大野市は「水源保護条例」「環境基本条例」等を制定し、指定区域にはゴルフ場や産廃施設が建設できないようにしたとのことあります。

なお、特別委員会としては由布市民が反対する中で、県が許可をしないという約束がない以上、県の産業廃棄物行政そのものもまだよくわからない部分があり、引き続き調査研究する必要があると考えております。

以上であります。

○議長（**瀧野けさ子君**） 以上で、閉会中の委員会の調査研修報告を終わります。

日程第4. 市長の施政方針

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、日程第4、市長の施政方針をお願いいたします。市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 本日ここに、平成22年第1回の由布市定例会の開会に当たりまして、22年度「当初予算案」並びに「諸議案」の御審議をお願いするに際しまして、市政運営についての所信と施策の概要について申し述べ、議員各位の御理解と御協力を賜りたいと思います。

一昨年来の世界的経済危機の荒波は、国内経済はもとより地域経済にも大きな影響を与えておりまして、企業活動や雇用情勢が依然として厳しい状況にございます。

また、県内の経済情勢の基調判断も「持ち直しに転じつつある」から「足踏み感が見られる」との下方修正がなされたところがございますが、一方、今年後半には持ち直しの動きが見られるのではないかという見方もあるようで期待をしたいところがございます。

こうした状況を踏まえまして、国におきましては追加経済対策を盛り込んだ平成21年度第2次補正予算が先月の28日に成立したところがございます。

市といたしましても、国の施策と連動しながら今回の補正予算と平成22年度当初予算を一体的にとらえ、切れ目のない予算執行に努めてまいり所存でございます。

地域経済の停滞は、市民の皆さんの日々の暮らしはもとより、市の財政運営の基盤でもありません。税収の減少へとつながり、これまで以上の厳しい財政運営を余儀なくされることになってくるものと考えられます。

合併直後の財政の危機的状況につきましては、議員各位を初めとして市民の皆さんの御理解と御協力の中で一定の改善が見られたところがございますが、合併10年後の交付税の算定替えや本格的な分権時代の到来を考えると、本庁舎方式をにらんだ組織人事のあり方の検討、行財政改革や総合計画の見直し、合併後未整備であった社会基盤の整備・維持計画、地域の産業政策

などの各分野における計画の策定など、由布市としての中長期的視点に立った行財政運営を行う基礎づくりの年にしたいと考えております。

こうした厳しい状況だからこそ、次をにらんだ種まきをする時期でもあろうかと思えます。今回の予算編成に当たっては、「地産地消と観光振興」「国内外交流対策」「教育資質の向上」「高齢化と限界集落対策」「子育て支援対策」の5つのテーマで特別枠を設け、予算計上を行ったところでございます。

また、こうした予算を具体化するための組織としては、現在、産業建設部に所属しております契約管理課を管理部門の総合化の観点から、総務部に所管がえをするとともに、組織機構、人材育成、職員管理、振興局と本庁舎のあり方を検討する人事職員課、スポーツを通じた青少年の健全育成などを所掌する体育振興課の新設をはじめとして、産業廃棄物の問題に専門的に取り組む廃棄物対策課または室の設置等を行うこととしております。

いずれにいたしましても、事業の推進に当たっては議員各位を初めとして、市民の皆さんとともに考え実行する中で、「地域自治を大切にしたい住みよき日本一」のまちづくりに全力で取り組んでまいります。

それぞれの取り組みの概要につきましては、総合計画の実施大綱別にその方針を述べさせていただきます。

1点目の、教育・文化の充実についてでございますが、由布市の将来を担う子どもたちが、健やかに、そして感性豊かに成長できるよう教育環境の整備に取り組んでまいります。

すべての子どもたちが夢を持ち自己実現を達成できるようにするために、授業の改善や家庭・地域と連携した取り組みを推進するとともに幼・小・中の連携及び由布高校との連携を推進してまいります。

また、由布市には毎年30名余りの不登校生がいることから、予防的生徒指導——集団づくりのことでございますが、教育相談の充実に取り組んでまいります。

また、行政関係組織が連携した「由布っ子特別支援ネットワーク」を組織して適切な支援をしてまいりたいと考えております。

教育環境の整備についてでございますが、まず、由布市民に信頼される由布教育委員会の組織・体制を築くことが大切であると考えております。そのためにも外部の知見を活用しながら、教育委員会の権限に属する事務の点検・評価をさらに充実してまいりたいと思っております。

また、平成22年度は、星南小学校の西庄内小学校への統合があり、今後も学校規模の適正化等で生じる新たな問題についても地域や保護者の方々と十分に協議をしながら対応してまいりたいと考えております。

学校の耐震化につきましては、大切な子どもたちの尊い命を守るだけでなく、災害時には地

域住民の応急的な避難場所としての役割も担っておりまして、現在進めております耐震調査を平成23年度までに完了させるとともに、結果を公表し適切な耐震化事業を進めてまいります。

耐震診断の結果、診断値の低い由布院小学校につきましては、本年度予算に新築工事費等を計上いたしております。平成22年度に着工し、23年度に完成を予定しており、23年の2学期には供用を開始したいと考えております。

青少年の健全育成につきましては、家庭や学校、地域が一体となった教育体制を、公民館を初めとした社会教育施設を拠点として構築してまいります。

また、市民の皆さんがいつでも気軽にスポーツを楽しんで、親しんでいただけるよう地域スポーツの振興を図り、生涯スポーツ社会の実現を目指すため、「由布市スポーツ振興計画」を策定するとともに快適で安全な施設整備を計画的に進めてまいります。

人権問題につきましては、同和問題やドメスティックバイオレンス等をはじめとするさまざまな人権問題に依然として多くの課題が残る現状でありますので、「由布市人権教育・啓発推進計画」に基づき、引き続き、一人一人の人権が尊重される地域社会づくりに取り組んでまいります。

2点目の自然環境の保全と活用につきましては、地球規模での環境問題が深刻化していく中で、私たち一人一人が身近なところから温室効果ガスを減らす努力をすることが大切であります。そして、無駄のない循環型社会を構築することが二酸化炭素の削減にもつながり、地球温暖化防止にも貢献するものと考えております。

このためにも、地球環境時代に調和した環境づくりを目指し、循環型社会の推進施策として、ごみの分別の徹底や地球温暖化対策協議会との連携をはじめとして、エコバック運動の推進を通じて、自然環境の保全に努めてまいりたいと思います。

由布市には、由布岳や男池、由布川溪谷などに代表される多くの自然景観が存在し、市民の皆さんや由布市を訪れる人の心にいやしをもたらしております。このような自然景観は私どもにとりまして大切な財産であり、貴重な地域資源でもございます。すぐれた自然環境を守りながら、未来の世代に継承していかねばなりません。

そのためにも、山桜日本一の里づくりや竹林の維持整備・森林の間伐の推進など関係する皆さんの御協力をいただきながら、保全に努めてまいりたいと思います。

なお、中止を予定しております「挾間町公共下水道事業」の代替案としての要綱の整備を行い、助成をいたしてまいるとともに、跡地についても関係機関との協議を進めてまいります。

農業集落排水施設の維持管理の充実や合併浄化槽の推進を図り、河川環境の保全と快適な暮らしへの取り組みを進めてまいります。

3点目の保健・福祉の充実についてでございますが、子どもから高齢者までが安心して暮らすことのできるよう保険や福祉・医療の連携による総合的なサービス提供が必要でありまして、支

え合い、助け合い、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまちづくりを進めてまいります。

子育て支援対策につきましては、保護者の労働形態や核家族化などの変化に伴って、保育環境の整備や子育てに対する不安の解消に努めるとともに、将来を担う子どもたちの健やかな成長を地域や家庭・学校で支援する体制づくりなど総合的な施策を展開してまいります。そのためにも、「次世代育成支援行動計画」を基本として子育て世代のニーズにこたえ、安心して子どもを産み育てられるような環境づくりに取り組んでまいります。

医療費の助成につきましては未就学児まででございましたが、小学校3年生まで枠を拡大するとともに、乳幼児のヒブ（H i b）ワクチンの予防接種にも助成をいたしてまいります。

また、待機児童の解消に向けて本年度「はさま保育園」の改築工事を行い、子育て支援の充実に努めてまいります。

懸案でもありました湯布院福祉センターの建設に本年度着工、着手しまして、平成23年4月の供用開始を目指し、福祉・保険サービスを充実させていきたいと思っております。

4点目の観光・交流の促進についてでございますが、観光の振興につきましては、豊かな自然や豊富な温泉、さらには地域のイベントや祭りを観光資源とした、滞在型の観光地づくりを目指してまいります。

主な施策として、市内観光ネットワークの構築による循環型観光の推進をはじめとして、地域の観光協会や関係団体への支援、観光宣伝事業による誘客の促進、広域観光や観光社会資本整備などに取り組むとともに、由布市における観光の指針ともなります「由布市観光振興計画」を策定して、訪れたいまち由布市を目指して、関係者と一体となった観光振興を進めてまいります。

国際交流につきましては、韓国から文化交流の招聘を受けておりまして、現地調査のための関係者を派遣いたすこととしております。また、由布市における今後の国際交流のあり方について調査検討する委員会を設置いたします。

次に、国内交流につきましては、引き続き東九州観光圏や九州3湯を初め「やまなみ観光協議会」等と連携をいたして、イベントの開催や関東・関西等のマスコミ等の訪問による誘客の促進に向けて取り組んでまいります。

平成20年10月に、「観光立国」の推進体制を強化するため、「観光庁」が創設されたことは既に御承知のことと存じますが、由布市にとりましても、「ゆふいん観光」の存在は大変重要でありますことから、本年4月より観光庁に職員1名を派遣いたします。広い視野で観光推進政策を学んで、由布市の観光振興に役立てていきたいものと考えております。

5点目の生活・都市基盤の整備についてでございますが、由布市はこれまで由布岳や黒岳をはじめとする緑の山々や大分川水系の清い流れなど、豊かな自然と調和しながら発展をしてまいりました。

今後も計画的な土地利用を行っていくことは重要な課題でもあります。これまでの調査結果を踏まえて都市計画マスタープランを策定いたします。

また、湯布院の「湯の坪街道周辺景観計画区域」に見られるような景観形成は地域に大きな役割を果たしておりまして、他の地域にもそれぞれの地域の特性に応じた景観計画を策定し、良好な景観形成を図ってまいりたいと考えております。

市民の皆さんの暮らしや社会経済活動を支える道路の整備は、地域振興の上で極めて重要であることから、安全性や利便性にも配慮しながら、道路補修、離合所の設置等適切な維持管理を行うとともに、市道の計画的な整備を促進するため道路整備計画を策定いたしまして、計画的な整備を行ってまいります。

消防・防災についてでございますが、災害などから市民の生命や財産を守り、安全で住みよいまちづくりを進めるため、消防施設や資機材の整備を図り、老朽化した消防ポンプ等の車両を計画的に更新し、消防体制を強化いたしてまいります。そして、予防困難な自然対策に対しては、日ごろからの備えに万全を期すとともに、職員の危機管理意識を高めながら、より効果的な防災対策を講じてまいります。

市民の快適な暮らしを支えるライフラインとなります上水道につきましては、紫外線処理装置を設置し水道水が汚染されないよう予防し、安全でおいしい水の安定供給に努めるとともに水道事業の健全化に取り組んでまいります。

公共交通についてでございますが、高齢化社会や地球環境の面からも重要な役割を担っておりますコミュニティバスやスクールバスのコースやダイヤ改正を行うなど、引き続き利用者の利便性の向上に努めてまいります。

6点目の産業振興についてでございます。

農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足から山間地域を中心に農地が荒廃し、有害鳥獣による被害も増加の一途をたどっておりますことから、集落営農組織の設立支援や経営指導等を中心に、地域農業を守るための施策を展開いたします。

さらに、耕作放棄地対策として委員会を設置し、農地の有効利用のための事業に取り組んでまいります。

林業につきましては、間伐の促進、林道の維持管理、徳用林産物の振興を行い、企業参画の森などの事業や広葉樹の植林を推進いたします。

また、鳥獣害対策といたしましては、集落単位での防護柵の設置や個人の電気柵の設置を推進いたします。

課題でもあります農業と観光の連携を図るための「地産地消」をはじめ、農産物のブランド化を進めるため専属の職員を配置し、新規・重点事業として取り組んでまいります。

中小企業者の支援につきましては、各商工会や関係団体等と連携を図り、商業の活性化を図るとともに、中小企業者利子補給補助金の枠を拡大し、国の中小企業者セーフティネット資金等の活用による支援を引き続き実施いたしてまいります。

また、安心できる消費生活対策といたしましては、高齢者や社会弱者をターゲットにした消費者被害が年々増加いたし、手口も巧妙になっていることから、引き続き「消費生活相談員」を配置し、関係機関と連携しながら相談窓口の充実を図ってまいります。

7点目の住民参加・協働の促進についてでございますが、基本理念の一つでもございます「協働」の実現は、私たち行政が多くの市民の皆さんに市政に参加しやすい環境を整備していくことにあると思っております。

由布市住民自治基本条例の制定を受けまして、多くの市民の皆さんの意見をまちづくりに反映していくために、「重要な計画」などをホームページや「市報ゆふ」などでの情報提供・提案募集を行いまして、広く皆さんからの意見を募集しながら、住みよい、魅力にあふれたまちの実現に向け取り組んでまいります。

また、地域づくりグループやNPOとの連携をはじめ、「田舎で暮らしたい事業」や「小規模集落支え合い事業」等による協働を推進いたします。

厳しい経済状況下におかれておりますが、雇用対策などに配慮し、一般会計では昨年度対比5.3%増の予算編成を行ったところでございます。次代を担う子どもたちに、しっかりとこのすばらしい由布市を引き継ぐことができるよう、全力でその責務を果たしてまいり所存でございます。

議員各位をはじめ市民の皆さんの一層の御支援と御協力を心よりお願い申し上げまして、私の所信とさせていただきます。

○議長（**渕野けさ子君**） 市長の施政方針が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時10分休憩

.....

午前11時21分再開

○議長（**渕野けさ子君**） 再開いたします。

日程第5. 請願の取下げの件について

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第5、請願の取下げの件についてを議題とします。

本件は、さきの平成21年第4回定例会において、教育民生常任委員会に付託し、継続審査となっております。請願受理番号10、介護予防サービス提供にかかわる「居宅介護支援事業所等

における事務簡素化」に関する請願です。

今回、請願者からお手元に配付の写しの通り、厚生労働省において介護保険制度にかかわる書類・事務手続きについて見直しが行われるようになったため、関係者と協議をした結果、本請願を取下げの旨の申し出がありました。

お諮りします。ただいま議題となっております請願受理番号10の取下げの件については請願者からの申し出のとおり、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、請願受理番号10の取下げの件については、これを承認することに決定しました。

日程第6. 請願・陳情について

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第6、請願・陳情についてを議題とします。

議会事務局長に請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（**野上 安一君**） お手元に配付しております22年第1回由布市議会定例会請願文書表に基づきまして朗読いたします。

請願者の住所、紹介議員の敬称等については略させていただきます。

受理番号1、受理年月日、平成22年2月8日、件名、庄内町渕・野畑地区農道の市道編入に係る請願、請願者住所、氏名、由布市庄内町渕〇〇〇番地、渕5区自治委員武田信一、ほか1名、紹介議員佐藤郁夫。

受理番号2、受理年月日、平成22年2月17日、件名、湯平ふれあいホール近接道路の市道認定に関する請願について、請願者住所、氏名、由布市湯布院町湯平〇〇〇番地〇、湯平区長後藤武文、ほか5名、紹介議員溝口泰章、廣末英徳、高橋義孝。

請願については以上でございます。

次に、陳情を朗読いたします。

平成22年第1回由布市議会定例会陳情文書。

陳情者の氏名は敬称略させていただきます。

受理番号1、受理年月日、平成22年2月10日、件名、市有地（入会権用地）での、第6回全国和牛能力共進会（平成4年12月開催）会場跡地の採草補償費の支払いについて（陳情）、陳情者住所、氏名、由布市湯布院町塚原〇〇〇番地〇、塚原財産管理委員長溝口哲生、ほか9名。

以上でございます。

○議長（**渕野けさ子君**） ただいまの請願受理番号1から受理番号2の請願2件及び陳情受理番号1の陳情1件については、会議規則第134条の規定により、お手元に配付の請願文書表及び陳

情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

日程第7. 諮問第1号

日程第8. 諮問第2号

日程第9. 承認第1号

日程第10. 議案第1号

日程第11. 議案第2号

日程第12. 議案第3号

日程第13. 議案第4号

日程第14. 議案第5号

日程第15. 議案第6号

日程第16. 議案第7号

日程第17. 議案第8号

日程第18. 議案第9号

日程第19. 議案第10号

日程第20. 議案第11号

日程第21. 議案第12号

日程第22. 議案第13号

日程第23. 議案第14号

日程第24. 議案第15号

日程第25. 議案第16号

日程第26. 議案第17号

日程第27. 議案第18号

日程第28. 議案第19号

日程第29. 議案第20号

日程第30. 議案第21号

日程第31. 議案第22号

日程第32. 議案第23号

日程第33. 議案第24号

日程第34. 議案第25号

日程第35. 議案第26号

日程第36. 議案第27号

日程第37. 議案第28号

日程第38. 議案第29号

日程第39. 議案第30号

日程第40. 議案第31号

日程第41. 議案第32号

日程第42. 議案第33号

日程第43. 議案第34号

日程第44. 議案第35号

日程第45. 議案第36号

日程第46. 議案第37号

日程第47. 議案第38号

日程第48. 議案第39号

日程第49. 議案第40号

日程第50. 議案第41号

日程第51. 議案第42号

○議長（渕野けさ子君） 次に、本定例会に提出されました日程第7、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから日程第51、議案第42号由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの45件を一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

最初に、諮問第1号と諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、御説明を申し上げます。

御手洗篤雄氏及び平野薫則氏が平成22年6月30日をもって、3年の任期が満了いたします。

諮問第1号で平野薫則氏の再任を、諮問第2号で篠田安則氏を新たに人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものであります。

なお、推薦者2名の略歴につきましては、議案に添付しておりますので御説明を省略させていただきます。

次に、承認第1号平成21年度由布市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについてでございます。

今回の補正は、消防副士長の佐藤一起氏が殉職されたことに伴い、県消防補償等組合から賞じゆつ金が授与されることから御遺族の心情を察し、早期にお渡しすることが適切であると判断し、12月25日付で地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしたものでござい

ます。

次に、議案第1号和解及び損害賠償額の決定についてでございます。

このたび、市が設置しました休憩用ベンチの管理瑕疵によりまして、負傷させ損害をこうむらせた件について、和解を成立させ損害賠償額を決定するに当たり議会の議決が必要なため、上程するものでございます。

次に、議案第2号由布市青少年健全育成条例の制定についてでございます。

青少年の健全な育成に関する基本理念及び関係者の責務を明らかにするなど、市民総意による青少年健全育成の取り組みを行うために条例を制定するものであります。

次に、議案第3号由布市児童医療費助成に関する条例の制定についてでございます。

現行制度の乳幼児医療費につきましては、就学前児童に対し、医療費の助成を行っておりますが、疾病の早期発見と治療の促進による健康の向上を図る目的で、医療費の助成枠を小学校3年生まで拡大するものであります。

次に、議案第4号庄内町ふるさと定住マイホーム祝金条例を廃止することについてでございますが、この条例は旧庄内町にみずから居住するための住居を取得したものに、マイホーム祝金を贈ることにより、町内の定住促進と町外からの居住の奨励を図ることを目的として施行されたものであります。5年間の経過措置の満了に伴い、条例を廃止しようとするものでございます。

次に、第5議案庄内町ゆたかなふるさと定住条例の廃止についてでございます。

この条例も旧庄内町に定住する意思のある者に対し、奨励金の支給を行うことにより、定住を促進し、町の発展に寄与することを目的として施行されましたが、5年間の経過措置期間の満了に伴い、廃止しようとするものでございます。また、あわせて、この条例廃止に伴い、関連する由布市定住化基金条例の廃止を附則において行うものでございます。

次に、議案第6号由布市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の全部改正についてでございますが、主な改正内容といたしましては、墓地等の経営者に係る基準の明確化や設置場所の基準の見直しを行うとともに、墓地等の計画者に対し、計画の事前協議や関係住民等への説明等を義務づけることにより、相互理解の促進と周辺環境の調和を図ることを目的として改正しようとするものでございます。

次に、議案第7号由布市行政組織条例の一部改正についてでございます。

今回の改正は、現在産業建設部に属しております契約管理課を議会の委員会構成にあわせて、総務部へ移行しようとするものでございます。

次に、議案第8号由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございますが、今回の改正は労働基準法の改正に伴いまして、時間外勤務代休時間制度を新たに設けようとするものでございます。

次に、議案第9号由布市職員等の旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

今回の改正は、職員の派遣及び出向に伴う移転のための旅費を支給しようとするためのものでございます。

次に、議案第10号由布市使用料及び手数料条例の一部改正についてでございますが、道路運送車両法第34条第2項の規定に基づく臨時運行許可証の交付事務取扱に伴う申請手数料を追加しようとするためのものでございます。

次に、議案第11号由布市公民館条例の一部改正についてでございますが、庄内公民館の所在番地が合筆により変更されていたものを訂正しようとするものでございます。

次に、議案第12号由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございますが、議案第11号と同様に市立図書館庄内分館の所在番地の訂正と図書館への入館制限、損害賠償を明確にするために改正しようとするものでございます。

次に、議案第13号由布市挾間健康文化センター条例の一部改正についてでございますが、由布市立図書館の名称変更の際に改正していなかったものを訂正するため、改正しようとするものでございます。

次に、議案第14号由布市湯布院スポーツセンター条例の一部改正についてでございます。

湯布院スポーツセンターの利用料金は、これまで半日、1日単位とされておりましたが、不公平を解消するため、今回1時間単位の料金設定に改正しようとするものでございます。

改正後の利用料金につきましては、別府の実相寺グラウンド、中津禅海グラウンドの料金を参考に設定をいたしております。

次に、議案第15号由布市文化財保護条例の一部改正についてでございます。

文化財保護法の改正に伴い、改正しようとするものであります。

次に、議案第16号由布市民運動場の条例の一部改正についてでございますが、議案第11、12号と同様に庄内公民館グラウンドの所在番地の訂正と由布市民運動場利用料の一部見直しを行うため改正しようとするものでございます。

また、若杉運動場につきましては、現在、運動場としての利用がなされていないことから、市民運動場条例から削除しようとするために改正するものでございます。

次に、議案第17号由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正についてでございますが、乳幼児医療費の助成は就学前児童に助成をしておりますが、入院等による高額な医療費に対する保護者負担の軽減を図るため、助成上限額を見直し、就学前児童への一律な助成を行うため、改正しようとするものでございます。

次に、議案第18号由布市乙丸温泉館条例の一部改正についてでございます。

今回の改正は、施設の設置目的と施設利用料の改正を行うものでありまして、設置目的につき

ましては、利用実態に合わせた地域住民や観光客などの憩いや交流の場とするものであります。また、施設利用料につきましては、観光客を含む一般入浴者の入浴料を新たに設けるために改正しようとするものであります。

次に、議案第19号由布市消防手数料条例の一部改正についてでございます。

今回の改正は、火薬取締法に係る事務の一部を県から市へ権限委譲することについて協議が整い、大分県の事務処理の特例に関する条例の改正が行われ、火薬類譲渡等の許可手数料収入が由布市に発生するために改正しようとするものであります。

次に、議案第20号市道路線の認定についてでございます。

本議案は市道認定の請願採択に伴う認定案件であり、現在地元が管理している里道延長352.6メートルを市道岳本湯の坪線として認定しようとするものであります。道路法第8条第2項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第21号証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の協議についてでございます。

県内での広域窓口サービスの拡大を図るため、平成22年7月1日から新たに竹田市と相互に事務委託を行うとするものでありまして、地方自治法第252条の14第3項の規定により議決を求めるものであります。

次に、議案第22号平成21年度由布市一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

今回の補正は歳入歳出それぞれ1億1,958万9,000円を追加し、予算総額を165億5,963万6,000円にお願いするものでございます。

予算の概要につきましては、今年度の事業において見込がほぼついたことによる調整分と、新政権による緊急経済対策として、地域活性化きめ細かな臨時交付金が国の平成21年度第2次補正予算において創設されたことから、これに係るものが主なものとなっております。

なお、この臨時交付金の計上に伴いまして、繰越明許費が例年になく多くなっている状況でございます。

まず、歳入でございますが、国庫支出金の増額が顕著でありまして、内訳といたしまして、きめ細かな臨時交付金やSACO予算追加に係る特定防衛施設周辺整備事業補正予算などが主なものであります。

次に歳出でございますが、今回のきめ細かな臨時交付金はこれまでの交付金と違い、公共施設の修繕に係る事業も対象とされていることから、庁舎、学校施設、公民館等の整備や林道、市道の道路整備事業に充当しているところでございます。

その他の事業といたしましては、由布市土地開発公社から下湯平幸せの湯周辺整備事業としての用地購入費、さらには防災情報通信整備事業などが主なものとなっております。

次に、議案第23号平成21年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ5,103万1,000円を追加し、予算総額を41億5,036万5,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金の療養給付費等負担金の変更申請に伴う減額と、普通調整交付金の見込による増額が主なものでありまして、歳出につきましては、保険給付費における一般被保険者等療養給付費等の増額が主なものでございます。

次に、議案第24号平成21年度由布市老人保健特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ2,307万2,000円を減額し、予算総額を3,660万1,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、歳出に伴う財源の減額が主なものでございまして、歳出につきましては、医療費諸費における医療給付費等の見直しによる減額が主なものでございます。

次に、議案第25号平成21年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ9,751万5,000円を増額し、予算総額を33億3,826万1,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金の減額及び保険料、県支出金、財産収入、繰入金、諸収入の増額をするもので、歳出につきましては、総務費の減額、介護給付費の調整及び基金積立金を増額するものでございます。

次に、議案第26号平成21年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ1,063万6,000円を減額し、予算総額を3億6,825万5,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料の調定額の見直しによる減額が主なものでございまして、歳出につきましては、保険料の調定額の減額に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の減額が主なものでございます。

次に、議案第27号平成21年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ493万3,000円を減額し、予算総額を2億7,132万3,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものとしたしましては、基金繰入金の減額でありまして、歳出につきましては、総

務管理費の委託料等の確定による調整が主なものでございます。

次に、議案第28号平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ1万円を追加し、予算総額1億2,083万4,000円をお願いするものでございます。

歳入につきましては、基金利子でありまして、歳出につきましては、その基金利子を基金に積み立てるものでございます。

次に、議案第29号平成21年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ136万6,000円を減額し、予算総額を1億4,097万円をお願いするものでございます。

歳入につきましては、主として一般会計からの繰入金を減額するものであり、歳出につきましては、社会保険料等の一般管理費を減額し、施設管理費を増額するものでございます。

次に、議案第30号平成21年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ2,000円増額し、予算総額を1,167万4,000円をお願いするものであります。

内容といたしましては、公共下水道基金利子を積み立てるものでございます。

議案第31号平成21年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的予算では決算見込によるものであります。

主なものといたしましては、収益的収入といたしまして、給水収益の水道料金の減額と一般加入負担金の増額であり、収益的支出につきましては、営業費用での動力費の減額でございます。

資本的予算では、主なものといたしまして、資本的収入の一般会計補助金の減額であり、資本的支出では、委託料と請負工事費の入札減によるものと、平成22年度への組替による減額でございます。

次に、議案第32号平成22年度由布市一般会計予算当初予算について御説明を申し上げます。

平成22年度由布市一般会計予算の総額は156億4,530万円となり、前年度当初予算と比較しますと7億8,510万円、率にいたしまして5.3%の増となっております。

施政方針でも申し上げましたが、総合計画の基本理念の融和・協働・発展を念頭に置きながら、まちづくり基本方針に基づき、総合計画や行財政改革の実施計画との整合性、事業の妥当性、効率性等を事務事業評価制度により評価検討し、7つの提言における重点施策を設け予算編成をい

たしたところでございます。

まず、歳入についてでございますが、市税においては、いまだ景気が回復しておらず税収の大幅な減額が予測される中、本市においては小幅な減少にとどまっております。

地方交付税につきましては、政府予算案では前年度よりも増額となっておりますが、この増額分が一律に地方自治体に交付されるものでないことから、前年度よりも微増で見込んでいるところでございます。

国庫支出金につきましては、前年度よりも増額となっておりますが、この要因は子ども手当の新設等によるものであります。

繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金を極力抑えまして、市債では実質的な交付税とされる臨時財政対策債を政府予算案どおり増額したところでございます。

その他の歳入状況につきましては、地方消費税交付金等が減額、県支出金や諸収入等が増額となっております。

次に、歳出でございますが、重点施策とした事業の中で主なものを申し上げますと、地産地消と観光振興では農官連携地産地消推進事業費、お買物券発行事業補助金等を、国内外交流対策では友好都市推進事業や大学との連携協力推進事業を、学力向上のための教育振興では臨時講師等による学力向上事業や中高一貫スクールバス運行事業を、高齢化小規模集落対策では地域の特性を生かすまちづくりを推進事業として、田舎で暮らしたい事業や小規模集落支え合い事業を、子育て支援対策では対象者を小学校3年生までに拡大した児童医療費助成対策事業等を計上いたしましたところでございます。

この他の状況といたしましては、再度の給料5%カット実施や繰上償還により人件費や公債費が減となり、扶助費や道路新設改良事業が増額となっております。また、福祉センター建設事業や由布院小学校改修事業等が新規事業として計上しているところでございます。

次に、議案第33号平成22年度由布市国民健康保険特別会計予算について御説明を申し上げます。

平成22年度の歳入歳出予算総額は40億3,963万3,000円、対前年度当初予算比0.9%の増となっております。

歳入につきましては、国民健康保険税、国庫支出金前期高齢者交付金等が主なものでございまして、歳出につきましては、保険給付費、後期高齢者支援金等が主なものでございます。

次に、議案第34号平成22年度由布市老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

平成22年度の歳入歳出予算総額は361万8,000円、対前年度当初予算比88.4%の減となっております。これは、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設されたことに関連する医療費精査に伴う減額によるものでございます。

次に、議案第35号平成22年度由布市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成22年度の歳入歳出予算総額は33億2,472万9,000円、対前年度当初予算比3.4%の増額となっております。

内容につきましては、主に給付費の増によるものでございます。今後とも、第4期介護保険事業計画に基づき、円滑かつ適正な介護保険サービスの提供及び保健運営を図ってまいりたいと考えております。

次に、議案第36号平成22年度由布市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

平成22年度の歳入歳出予算総額は3億7,684万4,000円、対前年度当初予算比0.6%の増となっております。歳入歳出ともに昨年度並みの額であり、これは後期高齢者医療保険料の率等の据置及び保険料の軽減措置がさらに継続されることによるものであります。

次に、議案第37号平成22年度由布市簡易水道特別会計予算について御説明申し上げます。

平成22年度の歳入歳出予算総額は1億9,594万5,000円、対前年度当初予算比33.6%の減額となっております。予算総額が減額となりましたのは、主に総務管理費の委託料と請負工事費の減額及び起債の平成21年度繰上償還に伴う減によるものであります。

次に、議案第38号平成22年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

平成22年度の歳入歳出予算総額は1億904万2,000円で、対前年度当初予算比13.9%の減額となっております。予算総額が減額となった理由につきましては、機能強化対策事業の不明水調査や流量調査、システム改修などが平成21年度事業において実施されたことによるものであります。

次に、議案第39号平成22年度由布市健康温泉館事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成22年度の歳入歳出予算総額は1億4,098万3,000円、対前年度予算対比0.6%の減額となっております。これは、主に公債費の償還利子の減額によるものであります。

次に、議案第40号平成22年度由布市公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成22年度の歳入歳出予算総額は1,109万8,000円、対前年度当初予算比5.3%の減額となっております。

歳入の主なものは一般会計からの繰入金で、歳出の主なものは公債費の償還金であります。

次に、議案第41号平成22年度由布市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出を、それぞれ5億236万3,000円といたすものであります。収益的

予算では、一般加入負担金と一般会計補助金の増により、対前年度当初予算比0.7%の増となっております。

また、資本的予算では資本的収入総額を2億723万円とし、資本的支出では国庫補助事業対象の湯布院上水道紫外線設備設置工事等の請負工事費2億2,085万3,000円と、企業債償還金1億3,720万1,000円が主なものでございます。また、収入額が支出額に対して不足する1億8,160万1,000円につきましては、減債積立金1,000万円、過年度分損益勘定留保資金1億7,169万1,000円で補てんするものでございます。

次に、議案第42号由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、今回の改正は労働基準法の改正に伴い、時間外勤務手当の支給割合を変更することと、国の機関への派遣職員に対する手当等を改正するものでございます。

以上でございます。慎重に御審議をいただきまして、御協賛いただきますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議長（**渕野けさ子君**） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、ただいま上程されました各議案について詳細説明を求めます。

まず、日程第7、諮問第1号及び日程第8、諮問第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての2件について、続けて詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（**吉野 宗男君**） 総務部長でございます。諮問第1号の詳細説明をさせていただきます。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。下記の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。記。住所、大分県由布市挾間町赤野707番地5。氏名、平野薫則。生年月日、昭和16年3月21日生まれ。平成22年2月25日提出、由布市長。

提案理由につきましては、人権擁護委員の任期が平成22年6月30日をもって満了となり、再任の推薦をしたいためでございます。

次ページに経歴等を記載いたしております。

次に、諮問第2号でございます。主文は省略をさせていただきます。記。住所、大分県由布市庄内町野畑316番地。氏名、篠田安則。生年月日、昭和23年1月31日生まれ。平成22年2月25日提出、由布市長。

提案理由でございますけれども、人権擁護委員の任期が平成22年6月30日をもって満了となり、新たに人権擁護委員として推薦をしたいためでございます。

履歴につきましては裏面に掲載をいたしております。

よろしくお願いたします。

○議長（瀧野けさ子君） 次に、日程第9、承認第1号専決処分の承認を求めることについて「平成21年度由布市一般会計補正予算（第6号）」について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 財政課長の長谷川です。それでは、承認第1号専決処分の承認を求めることについて詳細説明をさせていただきます。

まず、1ページ目でございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年度由布市一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。平成22年2月25日提出、由布市長。

次をお開きください。次が専決処分書でございますが、下記の件について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分するということで、平成21年度由布市一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

理由としましては、賞じゅつ金の認定に伴い早期に支給を行う必要が生じたためでございます。では、予算のほうの説明をさせていただきます。

平成21年度由布市一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによるということで、まず歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,360万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億4,004万7,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は第1表歳入歳出予算補正による。平成21年12月25日専決、由布市長。

歳入歳出予算の事項別の明細について御説明をさせていただきます。5ページをお開きください。

5ページが歳入ということで、21款の諸収入5項の雑入ということでございます。この中で、雑入、消防本部ということで1,360万円増額となっております。これを、県の消防補償等組合から賞じゅつ金をいただいたということで、雑入でこれを受けまして、次の6ページに歳出でございますが、9款の消防費の1項消防費1日常備消防費の中で、報償費ということで賞じゅつ金を歳入と同額の分を支出したという内容でございます。

以上でございます。

○議長（瀧野けさ子君） ここで暫時休憩いたします。再開は13時からとなります。

午後0時02分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（瀧野けさ子君） 再開します。

次に、日程第10、議案第1号和解及び損害賠償額の決定について詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 総務課長です。それでは、議案第1号和解及び損害賠償額の決定について詳細説明を申し上げます。

市有物件の管理瑕疵に伴う事故の損害賠償に関し、和解及び損害賠償額を決定することについて、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。平成22年2月25日提出、由布市長。

提案理由。市が設置した休憩用ベンチの管理瑕疵により、負傷させ損害をこうむらせた件について、和解を成立させ損害賠償額を決定するに当たり議会の議決が必要なためでございます。

裏面をお願いいたします。和解及び損害賠償額の決定についてでございます。

市有物件の管理瑕疵に伴います事故の損害賠償に関し、次の当事者間において和解条件のとおり和解され成立させ、損害賠償額を決定をするものでございます。

当事者といたしまして、甲として由布市長、乙として大分市葛木〇〇〇番地の〇〇、〇〇〇〇。

次に、和解条件といたしまして、この事故につきましては平成21年12月13日午後5時半ごろ湯布院町川南26番地6において、市が設置をした休憩用ベンチが老朽化で撤去をされましたが、その際にベンチだけ撤去し、基礎部分のとめ金具ついたそのまま放置をしていたという状況で、市の管理瑕疵でございます。そこに、乙が通行中にそれに足がつまづきまして負傷したという事故でございます。

この中で、甲、由布市長は乙に対して、本件事故に関する一切の損害賠償金として金27万3,400円を乙に支払うということと、本件和解が、甲乙間に対しては今後一切の債権関係はないことを確認するという和解の内容でございます。

損害賠償額につきましては27万3,400円ということでございます。

なお、この損害賠償金の27万3,400円につきましては、全国市長会市民総合賠償補償保険から全額補てんをされるものであります。

以上であります。

○議長（淵野けさ子君） 次に、日程第11、議案第2号由布市青少年健全育成条例の制定について詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長（島津 義信君） 教育次長でございます。議案第2号の詳細説明を行います。

議案第2号由布市青少年健全育成条例の制定について。由布市青少年健全育成条例を次のように定める。平成22年2月25日提出、由布市長。

提案理由。青少年の健全育成に資する取り組みを市民が総力を上げて推進するため。ページをお開きください。

本条例は、青少年の健全育成の取り組みを市民総意で行うために制定いたしたいもので、市民会議の大会宣言を前文とし、全9条で構成するものでございます。

第1条では目的、第2条では定義、第3条では基本理念を規定しております。第4条から第7条におきましては、市、家庭、学校関係者、地域社会のそれぞれの責務を規定しており、また第8条では青少年みずからの努力規定を設けております。最後に、第9条で市民会議の法的根拠を規定しております。

附則といたしまして、施行日は本年4月1日といたしたいものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第12、議案第3号由布市児童医療費助成に関する条例の制定について詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（**秋吉 敏雄君**） 健康福祉事務所長でございます。議案第3号の説明をいたします。

由布市児童医療費助成に関する条例を次のように定める。平成22年2月25日提出、由布市長。

提案理由としまして、児童にかかわる医療費を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し健康の向上を図るためでございます。

次のページをごらんください。この条例につきましては、1条から9条で構成をしてございます。この児童医療費助成につきましては、乳児医療費の助成を小学校3年生までに助成対象年齢を拡大することの条例でございます。

この助成につきましては、市長の重点課題の子育てのしやすい環境整備支援の小学生低学年の医療費の助成でございます。

条例の内容としまして、先ほど申しました9条で成り立ってございまして、第5条の一部負担金の自己負担の内容につきましては、医療費の3割が自己負担であり、その負担額を1診療1日につき500円の負担をすると定めて、その医療費の負担額を超える額を助成をするものでございます。

ただし、1診療が4日を超えると自己負担を全額補助するということでございます。入院の場合、14日までは500円の自己負担が生じ、14日以降は全額補助をするものでございます。

第6条の助成の方法では、申請方式の償還払いとし、申請は診療月の翌月から1年以内としてございます。

附則としまして、この条例は平成22年4月1日から施行するというものでございます。

以上でございます。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第13、議案第4号庄内町ふるさと定住マイホーム祝金条例

の廃止について及び日程第14、議案第5号庄内町ゆたかなふるさと定住促進条例の廃止についての2件について、続けて詳細説明を求めます。庄内振興局長。

○庄内振興局長（佐藤 和明君） 庄内振興局長です。議案第4号と5号について説明申し上げます。

議案第4号庄内町ふるさと定住マイホーム祝金条例の廃止について、庄内町ふるさと定住マイホーム祝金条例（平成13年庄内町条例第4号）は廃止する。平成22年2月25日提出、由布市長。

提案理由は、経過措置期間が終了したためでございます。

裏面をお願いします。庄内町ふるさと定住マイホーム祝金条例（平成13年庄内町条例第4号）は廃止する。

附則、この条例は公布の日から施行する。

続きまして、議案第5号庄内町ゆたかなふるさと定住促進条例の廃止について。庄内町ゆたかなふるさと定住条例（平成13年庄内町条例第23号）は廃止する。平成22年2月25日提出、由布市長。

提案理由は、経過措置期間が終了したためでございます。

裏面をお願いします。庄内町ゆたかなふるさと定住促進条例を廃止する条例。庄内町ゆたかなふるさと定住促進条例（平成13年庄内町条例第23号）は廃止する。

以上です。

○議長（淵野けさ子君） 次に、日程第15、議案第6号由布市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の全部改正について詳細説明を求めます。環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（平野 直人君） 環境商工観光部長でございます。

議案第6号由布市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の全部改正について。由布市墓地、埋葬等に関する法律施行条例を次のように定める。平成22年2月25日提出、由布市長。

提案理由でございますが、墓地を経営しようとするものの基準を強化し、墓地等の計画について事前協議、標識の設置、関係住民への説明を義務づけ、相互理解の促進と墓地と周辺環境との調和を図るためのものでございます。

裏面をお開きください。今回の主な改正点でございますが、第1条の目的でございます。墓地等を経営しようとするものの基準を強化し、墓地等の計画についての事前協議、標識の設置、関係住民等への説明を義務づけ、相互理解の促進と墓地と周辺環境との調和を図ることを目的としております。

次に、第3条ですが、公益法人を削除しました。

次に、2項でございます。宗教法人で、引き続き3年以上市内に事務所を有し、継続した活動

を行っているものということにいたしました。3項で、地縁による団体が移転、統合、拡張するときを削除いたしまして、協定書に規則をつくって移行していきたいと思えます。

4項に、山間僻地等に居住しているものを削除いたしました。

それから、第4条ですが、経営の許可等でございます。市長の許可が必要であることを明記いたしました。

2項でございますが、許可をしない判断基準を明確にしました。

3項は、許可に条件を付することを明記をいたしております。

次に5条ですが、事前協議です。事前協議を必要、必須事項として、規則に細則を規定しました。

それから第6条ですが、標識の設置、関係住民等に関する計画内容を周知させるため、標識の設置を規定をいたしました。

次に第7条ですが、説明会の開催。1項で、計画内容を直接関係住民等に説明をすることを規定いたしました。

2項として、説明会開催結果を市長に報告することを規定をいたしました。

第8条でございますが、関係住民との協議でございます。関係住民等が、計画者に対し意見を述べることを規定しました。

2項としまして、計画者に関係住民と十分に協議をすることを規定しました。

3項でございますが、協議内容を市長に報告することを規定をいたしました。

第9条、みなし許可に係る届け出でございます。都市計画や土地改良区画整理法による認可をもって許可とみなされた場合にも、墓地埋葬等に関する法律に基づく届け出が必要であり、その旨を記載いたしました。

10条でございますが、墓地の設置場所の基準でございます。経営をしようとするものがみずから所有し、抵当権その他の第三者の権利を登記されてないことを規定しました。

2項として、災害により移転が必要となったときの適用除外規定を設けました。

3項でございますが、共同墓地や自己の親族のために設置された墓地の移転に伴い、焼骨のみを埋葬する墓地であれば、100メートル以内で一定の同意が得られた場合には100メートル以上の規則を適用しないことを規定しました。

11条ですが、墓地の施設の基準でございます。埋葬墓地と焼骨のみを埋葬する墓地として基準を分けました。

それから、12条でございますが、納骨堂の設置場所の基準です。寺院もしくは教会または墓地の敷地内であり、みずからが所有し、かつ抵当権その他第三者の権利の登記はされてない土地であることを規定しております。

17条ですが、経営者の講ずるべき措置。1項として、掲示板の設置を規定しました。
2項として、倒伏等の恐れがあるときは速やかに安全措置を講ずるように求めています。
3項として、老朽化や破損したときは速やかに修復等を行うことを求めています。
以上が主なものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（**刈野けさ子君**） 次に、日程第16、議案第7号由布市行政組織条例の一部改正についてから、日程第18、議案第9号由布市職員等の旅費に関する条例の一部改正についてまでの3件について、続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（**工藤 浩二君**） 総務課長です。それでは、議案第7号由布市行政組織条例の一部改正について詳細説明を申し上げます。

由布市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成22年2月25日提出、由布市長。

提案理由。契約管理課を産業建設部から総務部に移すため。

以上でございます。

裏面をお願いいたします。これにつきましては、現行の第2条中の分掌事務の総務部の第2号で議員の人事というふうになっておりますが、これは明らかに職員の誤りでありますので、当初からの間違いと思っております。今回の改正にあわせて改めるものでございます。

次に、同じく第2条中の対照表の一番最後になりますが、産業建設部、現行の第1号、2号が契約管理課の分掌事務になります。これを、総務部の第15号及び16号に移しかえるということで今回改正をお願いしているものでございます。

施行につきましては、本年4月1日としております。

以上でございます。

それでは、続きまして議案第8号由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について詳細説明を申し上げます。

由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成22年2月25日提出、由布市長。

提案理由。労働基準法の一部改正する法律の施行に伴い、時間外勤務代休時間制度の新設を行うためでございます。

裏面をお願いいたします。第9条の2の次に、9条の3といたしまして、今申しました時間外勤務代休制度を新設を行います。追加するものでございまして、労基法の改正につきましては、1カ月に60時間を超える時間外勤務を行う場合、超える時間外について法定割増率が現行の25%から50%に引き上げられるものでございまして、超える部分につきましては、引き上げた25%部分について時間外手当にかえて有給の休暇、代休といいますが、これを与えることが

できるという規定改正でございます。

この法改正によりまして、条例の所要の改正を行うものでございます。

第16条第3項の改正につきましては、この改正によりまして第9条の3にさきに出てまいりますから、第16条第3項におきましては削除するものでございます。

施行につきましては、本年4月1日としておるものでございます。

以上です。

続きまして、議案第9号由布市職員等の旅費に関する条例の一部改正について詳細説明を申し上げます。

由布市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成22年2月25日提出、由布市長。

提案理由。派遣及び出向に伴う移転のための旅費を支給するためということにいたしております。

裏面をお願いいたします。今回の改正につきましては、本年4月から国土交通省、観光庁に職員1名を派遣研修させる予定にいたしております。その職員に対する赴任手当等支給に関して所要の改正を行うとするものでございます。

第2条の定義につきましては、赴任及び扶養親族を新たに加えるものでございまして、第3条におきまして、旅費の支給に関して、出張というところにこの赴任というのを新たに加えるものでございます。

第5条におきまして、旅費の種類に移転料、これは居所の移転に係るものでございますが、並びに着後手当、これは赴任に伴う居所の移転に係る分でございます。及び扶養親族移転料、赴任に伴う家族、扶養親族の移転に関するものでございます。これを追加をするものでございます。

第3項におきまして、移転料の支給についてを規定をしております。

第4項におきまして、着後手当について規定をいたしております。

第5項につきましては、扶養親族移転料について規定をいたしております。

第8条におきましては、それぞれ旅費の額について規定をしておるところでございます。

第9条におきましては、移転料についての支給基準や期間等を指定をいたしております。

第10条におきまして、着後手当の支給基準を規定をいたしております。

第11条におきましては、扶養親族移転料の支給基準について規定をいたしているところでございます。

第12条では、別表がふえますことから、これまでの別表を別表第1として、新たに別表第2として追加をするものでございます。

別表第1に、ただし書きの改正につきましては、滞在費に係るただし書きでございまして、こ

れは枠外にありましたがこれを枠内にただし書きを、滞在費に係る分ということで限定をしてするという意味で改正をいたしております。

施行につきましては、公布の日から施行をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第19、議案第10号由布市使用料及び手数料条例の一部改正について詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（**吉野 宗男君**） 総務部長でございます。議案第10号について詳細説明をいたします。

由布市使用料及び手数料条例の一部の改正について。由布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成22年2月25日提出、由布市長。

提案理由といたしまして、道路運送車両法第34条第2項の規定に基づき、臨時運行許可申請手数料を追加するためのものであります。

次ページの新旧対照表をお願いいたします。改正案の中で、下線でお示しいたしておりますけれども、その部分が追加となるものであります。手数料の種類といたしまして申請手数料、区分として臨時運行許可、金額として750円を追加するものであります。

附則、この条例は平成22年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第20、議案第11号由布市公民館条例の一部改正についてから、日程第25、議案第16号由布市民運動場条例の一部改正についてまでの6件について、続けて詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長（**島津 義信君**） 教育次長でございます。議案第11号の詳細説明を行います。

由布市公民館条例の一部改正について。由布市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成22年2月25日提出、由布市長。

提案理由といたしましては、地番の誤りを訂正するためでございます。

ページをおめくりください。現在の庄内町西長宝420番地につきましては、昭和50年5月7日国土調査の成果によりまして412番に合筆をされております。平成7年12月8日、412番の1、3、4に分筆をされ現在に至っておりますので、今回この地番について改正をいたしたいものでございます。

次に、議案第12号由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成22年2月25日提出、由布市長。

提案理由といたしまして、由布市立図書館庄内分館地番の誤りを訂正し、入館の制限等を設け

るためでございます。

裏面をお願いいたします。第2条の改正につきましては、先ほどの議案第11号で説明したとおりでございます。

現行の第5条にあります守秘義務につきましては、地方公務員法第34条で既に規定をされておることから削除いたしました。

新たに5条、6条といたしまして、図書館の円滑な運営を行うために入館の制限と、損害の賠償についての規定を加えたいものでございます。

附則といたしまして、公布の日から施行をいたしたいと思っております。

次に、議案第13号由布市挾間健康文化センター条例の一部改正について。由布市挾間健康文化センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成22年2月25日提出、由布市長。

提案理由といたしまして、由布市立図書館の名称変更の際に改正ができていなかったためでございます。

この条例につきましては、平成20年9月議会で由布市立図書館の管理及び設置に関する条例改正時に名称変更を行っておりますが、その際本条例の改正が漏れておりましたので今回お願いをいたしたいものでございます。

この条例につきましても、公布の日から施行をいたしたいというふうに考えております。

次に、議案第14号由布市湯布院スポーツセンター条例の一部改正について。由布市湯布院スポーツセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成22年2月25日提出、由布市長。

提案理由といたしましては、使用料を1時間単位に見直したいためでございます。

湯布院スポーツセンターの使用料につきましては、これまで半日及び1日単位としておりましたが、より公平な使用料といたすために1時間当たりで設定したいものでございます。

なお、人工芝競技場の料金につきましては、高過ぎるのではないかというような御指摘もございまして、別府市の実相寺グラウンドなど類似施設の料金を比較検討する中で、1時間当たり1,500円といたしたいものでございます。また、市外利用者につきましても、検討の中で倍額から2割増に変更いたしたいものでございます。

備考の5につきましては、宿泊利用者の利用及び宿泊利用者とともに利用する他団体の料金等について加えるものでございます。

条例の施行は平成22年4月1日からお願いしたいものでございます。

次に、議案第15号由布市文化財保護条例の一部改正について。由布市文化財保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成22年2月25日提出、由布市長。

提案理由として、文化財保護法の改正のためといたしております。この文化財保護法につきましては、平成16年の5月に一部が改正をされておりました、その際に文化財の定義につきまして文化的景観というものが加えられておりました。この法改正に伴う条例整備ができておりませんでしたので、今回改正をお願いするのでございます。

施行日につきましては、公布の日からお願いしたいと思っております。

議案第16号由布市民運動場条例の一部改正について。由布市民運動場条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成22年2月25日提出、由布市長。

提案理由といたしまして、由布市庄内公民館グラウンド地番の誤りを訂正し、由布市若杉運動場の廃止及び由布市民運動場使用料の一部の見直しを行いたいためでございます。

別表の第1中、庄内公民館グラウンドの地番変更につきましては、先ほど議案11号で御説明をしたとおりでございます。

若杉運動場につきましては、現在運動場としての利用がなく、自治区と協議の上廃止をいたしたいものでございます。

最後のページに別表第2を記載しておりますが、その中で庄内公民館グラウンドの夜間照明施設及び湯布院テニスコートの改定につきましては、市内の同様施設との均一化を図るものでございます。

なお、条例の施行につきましては、4月1日から施行いたしたいと思っておりますが、テニスコートにつきましては料金が値上げとなりますので、周知の必要性から7月1日から施行いたしたいものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、日程第26、議案第17号由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（**秋吉 敏雄君**） 健康福祉事務所長です。議案第17号の詳細説明をいたします。

由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について。由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成22年2月25日提出、由布市長。

提案理由としまして、乳幼児医療費の助成の上限額を見直すことにより、就学前児童への一律な助成措置を講じるためでございます。

次ページをお願いいたします。条例の改正の内容としまして、第4条中1項の一部負担金の上限枠を削るわけでございます。

そして、4条の2及び4条の3を削除いたします。

そして、5条中2項中、第4条第1項、6条中及び7条及び9条中の第4条第1項を全条と、

それぞれ第4条に改めるものでございます。

この制度の内容につきましては、議員さんに資料の議案17号ということで配付してございますが、現在の制度上の上限としまして四角で囲んでおる下の下文でございますが、総医療費が40万円約かかった場合、個人負担が2割で8万100円というふうになってございます。これが、乳幼児医療費で上限で助成をされる額でございます。

これ以上の高医療費になりますと、計算方法で、例えば100万円かかった場合に26万7,000円というのは基礎控除でございます。定額控除でございます。それに1%を掛けまして、7,330円となっております。

そして100万円かかった場合に、個人負担が20万円かかりますので、20万円から限度額の8万100円足して、1割加算がございます。7,330円を足しまして、個人負担20万円から引きまして11万2,570円が高額療養費ということで、これはそれぞれ保険に加入している保険者から支払われます。

そうしますと、7,330円、1割加算がどこからも助成をされないというふうに現行の条例ではなっております。それで、上限額8万100円を削除しまして、この1割加算も乳幼児医療費として市として助成をするという改正でございます。

以上でございます。

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、日程第27、議案第18号由布市乙丸温泉館条例の一部改正について詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（**佐藤 省一君**） 産業建設部長です。議案第18号につきまして説明申し上げます。

議案第18号由布市乙丸温泉館条例の一部改正について。由布市乙丸温泉館条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成22年2月25日提出、由布市長。

提案理由。設置目的及び施設利用料の一部改正を行うためでございます。

次ページお願いいたします。新旧対照表を見ていただきたいと思います。今回の改正につきましては、湯布院町乙丸と指定管理を結んでおります乙丸温泉館の設置目的を、実態に合わせた目的と一般入浴者の入浴料を新たに設けるための改正でございます。

設置、第1条、市民の療養、休息及び治療相談並びに入浴等、市民の健康増進への寄与を目的を改正案といたしまして、市民等の憩いや交流の場としております。

別表第14条関係、入浴料、一般入浴者1回200円を加筆いたしております。

以上でございます。

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、日程第28、議案第19号由布市消防手数料条例の一部改正について詳細説明を求めます。消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（平松十四生君） 消防本部総務課長です。それでは、議案第19号について詳細説明を致します。

由布市消防手数料条例の改正について。由布市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成22年2月25日提出、由布市長。

提案理由といたしまして、大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、条例の改正を行う必要ができたためでございます。

次のページをお願いします。内容といたしましては、第3条中、別表第1及び別表第2を別表第1、別表第2及び別表第3に改める。別表第2の次に次の1表を加えるということで、別表第3につきましては区分、単位、金額と分けております。

火薬類譲渡許可については1件当たり1,200円、火災類譲受消費許可については1、火工品のみ許可については1件2,400円、2以外の許可については、1として申請に係る火薬類の数量は25グラム以下の場合には1件3,500円、25グラム以上については1件6,900円、煙火消費許可については1件7,900円となっております。

附則、この条例は平成22年4月1日から施行したいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（瀧野けさ子君） 次に、日程第29、議案第20号市道路線の認定（岳本湯の坪線）について詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（佐藤 省一君） 産業建設部長です。議案第20号につきまして説明いたします。

市道路線の認定（岳本湯の坪線）について。市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

路線名、岳本湯の坪線。起点、由布市湯布院町川上1492番1地先。終点、由布市湯布院町川上1530番6地先。平成22年2月25日提出、由布市長。

提案理由といたしましては、市道認定の請願採択にあった里道を市道として管理するためでございます。

この路線につきましては、平成21年第3回定例会で市道認定の採択を受けているものでございます。路線延長につきましては352.6メートルとなっております。

以上でございます。

○議長（瀧野けさ子君） 次に、日程第30、議案第21号竹田市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（吉野 宗男君） 総務部長でございます。議案第21号について詳細説明をいたします。

竹田市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について。地方自治法第

252条の14第1項の規定に基づき、証明書等の交付等に係る事務を次の規約により竹田市との間で相互に委託する協議について、同条第3項の規定により議会の議決を求める。平成22年2月25日提出、由布市長。

提案理由につきましては、証明書等の交付等の事務を竹田市との間で相互に委託して実施するためであります。

この事業につきましては、既に7市2町で実施をいたしておりまして、新たに竹田市が加わるものでございます。

委託事務の範囲につきましては、次ページの第2条に掲載をいたしております。

附則、この規約は平成22年7月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（瀧野けさ子君） 次に、日程第31、議案第22号平成21年度由布市一般会計補正予算（第7号）について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 財政課長です。それでは、補正予算の詳細説明をする前に、本日お配りをいたしました平成21年度3月補正予算の関連資料、これでちょっと概要説明をさせていただきます。よろしゅうございますか。

まず1ページ目では、3月の補正予算ということで予算の概要、それから予算額、歳入で主なもの、それから歳出で主なものというのを一応列記しております。特に、今回は市長の提案理由もございましたけど、きめ細かな臨時交付金が創設された予算、この分が大きく影響しております。

次に、3ページ目をお開き願いたいと思います。そのきめ細かな臨時交付金の概要について、この表で載せてございますが、要は国の予算上では5,000億円ですと。そのうち、第1次交付額としまして9割の4,500億円、それから残りが5%分てことで500億でございますと。この500億については、第1次交付分の中で事業効果が高いもの、これが認められるというものについて配分するというふうにされております。

この交付金でございますが、これまでの交付金と違いまして一番下に、その4番の使途のところの一番下の段にも書いてございますが、公共施設等の修繕費等にも充当可能とされておりますことから、次のページをお開きしていただきたいんですが、今回補正予算の中に組み込んでおりますきめ細かな臨時交付金の予算措置の一覧表ということで、市庁舎の分から学校の関係、それから道路関係、林道等について、もろもろそれぞれごとに載せております。

今回、その中で一番下に、きめ交第1次額ということで合計が出ておりますが、1億8,671万7,000円ということで由布市の場合内示をいただいております。

実施設計では、この計画を上回った金額となっておりますが、この理由につきましては総計の

上の段にございますが無電柱化事業と、この事業が入っていることが理由となっております。

この無電柱化事業につきましては、地元の区長さん、それから自治委員さんから無電柱化についての要望が出されまして、これまでも湯の坪街道につきましては交通社会実験の実施、それから景観問題など等に取り組んできたという経緯がございます。

このような状況におきまして、今回の臨時交付金が電柱の地中化事業等が対象となっておりますということから、湯の坪街道の一部を道路環境それから景観の向上の実験事業ということで実施設計に上げた次第でございます。したがって、この分が残り500億円の事業効果が高いと認められる事業に採択されるかどうかは、現時点ではまだ未定となっております。

それから、もう1点が公共投資の臨時交付金でございますが、前回12月ではっきりしていないということで減額したわけですが、このたび内示ございまして4,757万1,000円という内示をいただきました。

当初予定していた金額よりもかなり下がったわけでございますが、この理由といたしましては、これまでの臨時交付金の算定方法が普通交付税の基準財政需要額等に基づく算定方法でございましたが、今回はうずまき率を乗じた方法ということであつたり、前政権時の交付金であったことから一部執行停止がかかった。それから、臨時交付金の対象となる事業が由布市において少なかったということが考えられるというふうに私どもは判断しております。

この交付金の取り扱いにつきましては、今回の補正予算にも計上しておりますが、今年度は地域振興基金に積み立てをしまして、翌年度の公共投資事業に充当したいと考えているところでございます。

それでは、早速予算書のほうの説明に入らせていただきます。

議案第22号平成21年度由布市一般会計補正予算（第7号）。平成21年度由布市一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによるということで、まず歳入歳出予算の補正でございますが、第1条は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,958万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億5,963万6,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

次が、繰越明許費の補正でございますが、第2条、繰越明許の追加は第2表繰越明許費補正による。

次は、債務負担行為の補正ということで、第3条債務負担行為の追加及び廃止は第3表債務負担行為補正による。

地方債の補正ということで、第4条、地方債の変更は第4表地方債補正による。平成22年2月25日提出、由布市長。

それでは、9ページですかね、繰越明許費の補正の説明をさせていただきます。先ほどの関連資料というふうにお話しましたが、その一番最後のページに、7ページになりますが繰り越しをした説明書、理由についても一応一覧表に載せてございます。

金額的にはかなり多くなりまして、8億3,700万円ちょっと、それから件数で27件というふうになっております。大きくなりました理由につきましては、先ほど申し上げましたがきめ細かな臨時交付金の補正予算の計上ということで、それが多くなった原因となっております。

そのようなことから資料をつけてございますので、個々の事業についての逐一の説明については省かせていただきます。

それから、11ページにまいりまして、第3表の債務負担行為の補正でございます。追加分としまして、庁舎及びその他の市有施設の清掃警備等維持管理業務委託ということで、期間としましては22年度中、限度額は5,601万3,000円ということでございます。

これにつきましては、毎年この3月時にこの補正をお願いしているわけなんですけど、要は4月1日からすぐに業務開始する必要があるということから、3月中に新年度に向けての進める必要があるということから、債務負担の行為を設定するものでございます。

次12ページでございますが、債務負担行為の補正の開始ということで、事項につきましては経営構造対策事業補助金平成21年度分ということで、期間が平成22年度から平成35年度まで、限度額は1億8,997万1,000円となっております。

これを廃止するということにつきましては、先ほど全員協議会でも御説明をいたしましたけど、要は市は支払い督促という手段をとれば、仮に配当がなくても市は債権回収の努力義務を果たしたということで、それ以上のことは要求しないというのが現時点での国、県の実態といえますか見解ということから、それとこれに基づきまして担当課もこの進めておるということで、最悪のケースでも対処可能と判断をいたしまして債務負担行為の廃止をするものでございます。

次が13ページでございますが、地方債の補正ということで変更でございます。起債の目的としまして、今回2つ合併特例債事業債、それから過疎対策事業債ということで、この分の補正前と補正後となっております。

合併特例債事業債では、1億5,570万円の減額、過疎債で380万円、合計で1億5,950万円の減額となっております。

次に、17ページの事項別明細のほうに移らせていただきます。

まず、2款の歳入でございますが、この中で1項の市税、これにつきましては1款の市民税から7款の入湯税まで、これまでの調定額、それから収納率、今後の見込み額等を推計しまして今回の補正予算額となっております。

次に、3款の利子割交付金から8款ですね、何ページになるんですかね、19ページですか。

8 款の自動車取得税交付金までは、県からの交付金の見込み額の資料に基づきまして調整を行いました。結果、ごらんのような補正額となっております。

それから、この中で株式等の譲渡所得割、それから自動車取得税の交付金が増額となりまして、減額としましては利子割、配当割、地方消費税、ゴルフ場利用税の交付金が減となっております。

それから、13 款の分担金及び負担金でございますが、この中で分担金につきましては農林水産業分担金でございますが、全部この3 つともすべて補助対象事業の見込がついたということによる減額でございます。

それから、大きなもので申しますと、次の21 ページに移らせていただきまして15 款の国庫支出金。この中で1 項の国庫負担金でございますが、国庫負担金についてはもうすべて補助対象事業の減額見込みに伴う減額ということでございます。

2 項の国庫補助金、ちょうど21 ページの一番下でございますが、この中で補助金が総額で、この特定防衛施設周辺整備事業の補助金でございますがこれ総額で9,000 万円ということで、その中で9 月補正で55%の4,950 万円を計上いたしまして、今回米軍の訓練が実施されたということで残りの45%分、4,050 万円を交付されるということで予算措置したものでございます。

それから、これ以外の総務費の国庫補助金については、先ほど説明いたしました公共投資臨時交付金、それからきめ細かな臨時交付金が主なものとなっております。

それから、民生費の国庫補助、土木費の国庫補助につきましても、いずれも補助対象事業の減額見込によるものでございます。

22 ページの一番下の教育費の国庫補助金につきましては、公立学校の施設整備事業の補助金ということでこの分が増となっておりますが、学校の給食センター建設、それから由布川幼稚園建設に伴うもので、補助対象事業の増によるものでございます。

それから、次のページに移りまして23 ページの消防費、6 目の消防費の国庫補助金でございますが、ここで防災情報通信施設整備事業交付金667 万5,000 円でございますが、これは通称Jアラートと申しまして、全国一斉に瞬時に警報装置を整備するというための補助金でございます。

それから、16 款の県支出金でございますが、これについては1 項の県負担金、2 項の県補助金、3 項の委託金、いずれも補助事業の見込がついたということによりまして増額または減額となっております。

この中で、24 ページの4 目の農林水産業の県補助金の中で、下から2 番目の企業等農業参入推進事業補助金224 万円減額となっておりますが、これは例のパプリカ栽培に絡む分でございますが、県のほうが未実施ということで今年度は取り下げを行い、22 年度で新たに交付という

形になっております。

それから、28ページでございますが、18款の寄附金でございます。この中で、一般寄附12万9,000円、それからふるさと納税寄附金が211万9,000円、まちづくり支援自動販売機の寄附金ということで27万9,000円となっております。

一般寄附については2名の方、それからふるさと納税については9名の方から寄附をいただいたということになっております。

それから、2目の指定寄附につきましては特別寄附ということで、歳出のほうで後ほど出てまいります。庄内養護学校の校長官舎跡地購入ということで287万4,000円の特別寄附となっております。

それから、19款の繰入金につきましては、一番主なものは財政調整基金、この分が1,584万1,000円ということで減額となっております。これにつきましては、今回の補正で歳入歳出調整を行った結果、この分を繰入金を減額したということでございます。

それから、30ページに移りまして、21款の諸収入の5項の雑入でございますが、この中で30ページの一番上でございますが、雑入の農政課につきましては、1,226万2,000円の減額となっておりますが、これについては国の政策の見直しによりまして農地確保、利用支援事業、それと農地集積加速化促進事業、この分が減額となったことによるものです。

それから、3目の弁償金につきましては、防災行政無線の判決に伴います沖電気からの返還金となっております。これが1,858万3,000円ということでございます。

22款の市債につきましては、総額で1億5,950万円の減額ということで、起債対象事業の実績見込がほぼついたということによる調整でございます。

次に、歳出に移ります。

○議長（**浏野けさ子君**） ここで暫時休憩いたします。再開は14時10分といたします。

午後1時58分休憩

.....

午後2時11分再開

○議長（**浏野けさ子君**） 再開いたします。

財政課長、引き続きお願いします。

○財政課長（**長谷川澄男君**） それでは、引き続きまして歳出の御説明をさせていただきます。

まず、2款の総務費の中で1目の一般管理費でございますが、今回補正額ということで減額となっております。これにつきましては、観光庁に派遣する職員の費用、経費ですね。それから、県の派遣職員が早期退職されたということで人件費の負担金が減額ということ、それから22節の賠償金につきましては、議案第1号に伴いますところの賠償金が主なものとなっております。

それから、5目につきましては財産管理費でございますが、ここで修繕費と次のページの工事請負費で増額となっておりますが、これは先ほどお話ししましたように、きめ細かな臨時交付金によりますところの庁舎等の改良事業で増となったものでございます。

次に、33ページの企画費でございますが、ここで主なものを申しますと、負補交の共聴施設整備事業の補助金が883万7,000円減額ということでございますが、これは共聴施設の整備事業費がほぼ固まったことによるということ減額となっております。

それから、34ページに移りまして9目の地域振興費でございますが、先ほどSACO予算のことを御説明いたしました、45%分の4,050万円が追加交付されるということで、17節の公有財産購入費で土地購入費が上がっておりますが、由布市の土地開発公社が所有しております下湯平の用地を市が購入するというものでございます。

それから、36ページに移りまして、2款の総務費の中で4項の選挙費についてでございますが、これにつきましては1目からずっとすべての選挙費全部についてでございますが、ほぼ実績見込がついたということによる減額でございます。

それから、3款の民生費に移ります。41ページで障害者福祉費、これについては699万5,000円の減額となっておりますが、この中で負補交のところ移行時運営安定化事業574万円減額となっておりますが、これ一応2つの施設で市が該当するのではなかろうかということで、県から指導を受けて補正予算をいたしたところですが、補償単位等において要件に該当しなくなったということから減額をするということでございます。

4目の国保の分につきましては、国保会計の歳入で普通調整交付金が減額になったということから、一般会計の繰り出しを減額するものでございます。普通調整交付金が国保のほうが増額になったということで、一般会計の繰出金を減額するものです。

それから、6目の後期高齢者医療の事務費につきましては、広域連合の事務費の負担金の減額に伴うものでございます。

それから、7目の介護保険につきましては、地域介護福祉空間整備補助金事業この分で補助金を申請しましたグループホームが施設改修を行ったということで、それまで面積要件でこの補助金を受けて整備すべきところでありましたが、改修を行ったことで要件を満たさなくなったということで、これに伴う補助金の減額でございます。

それから、次の2項の1目児童福祉総務費については、13節の委託料にシステム開発業務ということで466万7,000円増額となっておりますが、これは子ども手当制度の創設に伴いまして、システム開発委託と児童扶養手当の減額というものが主なものとなっております。

次に、43ページに移りまして2目の児童運営費でございますが、ここで補正額が1,368万9,000円の減額となっておりますが、19節の負補交で保育所等施設整備事業の補助金とい

うことで1,140万2,000円減となっております。

これにつきましては、補助金で事業実施をする予定であった事業施設のほうから延期の申し出があったということで減額するものでございます。

それから、次が46ページに移ります。4款の衛生費にいきまして、一番上段でございますが、4款3項1目の上水道施設費これが700万7,000円減額となっておりますが、上水の特別会計この分の繰り出しの減額でございまして、理由としましては川北の水源地の周辺整備工事、これを22年度に行うということに伴う減額でございまして。

それから、3目の農業振興費でございまして2,304万8,000円の減額となっておりますが、これにつきましては、さっきもちょっとお話しましたけど農地確保利用支援事業の補助金、それから農地集積加速化促進事業の補助金、これが減額となっております。国の政権交代等によりまして、予算凍結ということで減額となったということと、企業等の農業参入推進事業の補助金、これが336万円減額となっております。

それから、5目の農地費でございまして、この分については13節の委託料で実施設計書作成業務1,338万円減額となっております。これについては、事業計画の変更が生じたということでこの分が減額ということと、あと49ページの負補交のところに県営農免農道整備事業負担金ということが、この事業が1,750万円増額となっております。

これについては、県の基幹農業整備事業で実施をしております長宝二期地区の工事、これを22年度の分を前倒しをするということになったことに伴いまして増となっております。

それから、45ページの一番下が6款2項2目の林道事業費でございまして、これで2,987万9,000円増となっておりますが、これは主に先ほど申しましたきめ細かな臨時交付金で、林道整備事業を実施するための増額が主なものでございます。

それから、7款に移りまして商工費でございまして、この中で7款1項2目の商工振興費284万7,000円につきましては、ふえた理由は負補交の上段にございまして、中小企業者の利子補給の補助金とこの分が件数が増加しているということで増額となっております。

それから、3目観光費につきましては、次のページにございまして工事請負費が減額になったということで、これは由布川峡谷の階段改修工事の減額ということでございます。

それから、8款に移りまして土木費の中で8款2項1目の道路維持費、それから2目の道路新設改良費、これいずれも補正で3,000万円、それから1億95万円ということでかなり大きく増額となっております。

道路維持費でございまして、きめ細かな臨時交付金で緊急車両対策ということで路肩拡幅等を実施するという工事請負費と、あとさっき資料にもございましたけど、道路維持ということできめ細かな交付金事業で実施する事業と、あとこれまで国の補助金、それから過疎債事業、防衛事

業等で行っております事業の今年度の事業実績の見込がついたということで、このきめ交と事業実績の合算した額で1億95万円の増となっております。

それから、一番下の52ページ、一番下でございますが、8款4項1目の都市計画総務費につきましては、都市計画図修正業務、それから水位対策の水路改修工事等の減額によりまして667万8,000円の減となっております。

それから、54ページに移りまして住宅費でございますが、8款6項1目の住宅管理費864万7,000円の減額につきましては、岳本の住宅の高架水槽工事、これの減額によるものが主なものでございます。

それから、55ページの災害対策費につきましては1,411万8,000円の増額となっております。これは、先ほどもちょっとお話しましたが、工事請負費で1,417万円増ということで、国が防災の情報通信整備事業で全国一斉に受信、それから津波、ミサイル情報等を国民に瞬時に伝達するための整備をするとされたことから、それを実施するための予算となっております。

それから、58ページの10款の教育費に移りまして、2項小学校費1目の学校管理費につきましては、主なものとしましては小学校の施設整備ということできめ細かな臨時交付金で実施する分で増となっております。

3項の中学校につきましても、中学校費につきましても893万3,000円増となっておりますが、同じく臨時交付金の事業実施に伴うところの増でございます。

それから、次の61ページにいきまして幼稚園費でございますが、これにつきましては、4,867万5,000円の減額となっております。幼稚園につきましても、きめ細かな臨時交付金で事業を行うんですが、これとは別に由布川幼稚園の改築事業のほうの見込がついたということで、これでトータルしました結果約4,800万円の減額となっております。

それから、62ページに移りまして、10款5項1目の学校給食費でございますが、ここで580万9,000円減額となっております。これは、減額になった主な理由につきましては賃金が大きな要因となっております。当初予算で計上した際は、これまでの給食センターの人員、それから金額等の条件によりまして積算をしておりましたが、8月ですか、新給食センターの稼働実績によりまして減額が見込まれるということから、今回減額の予算を計上いたしております。

それから、64ページの6項の社会教育費でございますが、この中で1目の社会教育総務費156万円増額となっております。これにつきましては、右側の17節の公有財産購入費で土地購入費287万5,000円が新規となっておりますが、さっきの寄附金に対応するものでございまして、旧県立庄内養護学校校長官舎跡地の購入というものの内容となっております。

それから、公民館費につきましては3,300万円程度増となっておりますが、きめ細かな臨時交付金事業によりますところの増額でございます。

それから、66ページの11款災害復旧費に移りまして、農業用施設災害復旧費4,936万7,000円の減額となっておりますが、これはことしといいますか今年度災害が余りなかったということと、事業費にほぼめどがついたということによりますところの減額でございます。

それから、13款の諸支出金でございますが、1項普通財産取得費の1目土地取得費につきましては、土地開発公社の所有しております下湯平の用地の簿価額と防衛のSACO予算で実施する補助対象額とで価格に差が出たということから、防衛の対象とならない金額につきましてこの2,370万6,000円を補助金ということで支出するものでございます。

それから、次の基金費に移りましては、5,047万円の増額となっております。これは、各基金の利子の積み立てと、68ページのちょうど真ん中辺にございますが、地域振興基金4,757万4,000円増額となっておりますが、これは公共投資臨時交付金が今回この金額4,757万1,000円交付されるということで、この分を地域振興基金として積み立てをするというものでございます。

歳出の説明については以上でございます。

○議長（渕野けさ子君） 次に、日程第32、議案第23号平成21年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から、日程第35、議案第26号平成21年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの4件について、続けて詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（秋吉 敏雄君） 健康福祉事務所長でございます。では、議案第23号布市国民健康保険特別会計の補正予算の御説明を申し上げます。

平成21年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,103万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億5,036万5,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。平成22年2月25日提出、由布市長でございます。

7ページをお願いいたします。歳入の主な補正としまして、療養給付費等の負担金の財源であります5款の国庫支出金、7款の前期高齢者交付金等は、決算見込に伴いましてそれぞれ増額をしております。

そして、13款の繰入金でございますが、一般会計繰入金等の額で1,350万円を減額をしております。これ交付金の増によるものでございます。

11ページの歳出でございますが、3款後期高齢者支援金等でございますが、金額の確定によります減額でございます。

13ページをお願いいたします。11款諸支出金の償還金でございますが、平成18年度及び平成19年度分の調整交付金等の過年度精算の返還金でございます。

以上でございます。

続きまして、議案第24号平成21年度由布市老人保健特別会計補正予算（第2号）の説明をいたします。

平成21年度由布市老人保健特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,307万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,606万1,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。平成22年2月25日提出、由布市長。

5ページをお願いいたします。歳入としまして、1款1項の支払い基金交付金は、医療費の精算を見込んで減額をしております。

2款の国庫支出金及び3款の県支出金におきましては、平成22年度において精算し負担をすということになりましたので、それぞれ予算の減額をしているところでございます。

6ページをお願いいたします。1款1項の医療費でございますが、医療費の精算見込額2,307万2,000円を減額をしているところでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第25号平成21年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明をいたします。

平成21年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,751万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億3,826万1,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による、平成22年2月25日提出、由布市長。

7ページをお願いいたします。歳入の主な補正額としまして、保険給付費の財源であります3款国庫支出金、4款の支払基金交付金、5款の県支出金等は、交付決定に伴いまして予算計上をしているところでございます。

また、保険給付費の増額によりまして、介護保険料の不足が予想されるために、介護保険給付金の準備金から7款繰入金7,917万7,000円を追加するものでございます。

11ページをお願いいたします。歳入の補正額につきましては、1款の総務費は不用額をそれぞれ減額するものでございまして、12ページの2款の保険給付費は、介護サービス費等の支出見込みの増によりましてそれぞれの項において増額補正をしているところでございます。

4款の基金積立金でございますが、28万2,000円を積み立てするものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第26号平成21年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明をいたします。

平成21年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,063万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,825万5,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。平成22年2月25日提出、由布市長。

5ページをお願いいたします。歳入であります、1款の後期高齢者医療と、保険料でございます、特別徴収保険料と普通特別徴収保険料の更正と、特別徴収保険料の軽減措置の改正によって保険料の減額が主なものでございます。

6ページの歳出でございますが、2款の後期高齢者医療広域連合会納付金1,035万4,000円の減額でございますが、歳入の後期高齢者医療保険料の減額に伴いまして見込みの減額でございます。

以上でございます。

○議長（**淵野けさ子君**） 次に、日程第36、議案第27号平成21年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（**佐藤 省一君**） 産業建設部長です。議案第27号につきまして説明を申し上げます。

平成21年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。平成21年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ493万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,132万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。平成22年2月25日提出、由布市長。

5ページをあけていただきたいと思います。歳入といたしましては、2款使用料及び手数料の水道使用料金滞納繰越分150万円の増と、収入増額に伴いますところの5款繰入金、基金繰入額を708万3,000円減額しているのが主な内容でございます。

6ページをお願いいたします。次に歳出でございますが、1目総務管理費で493万3,000円の減額しております。内容といたしましては、年末年始間の期間等による時間外手当32万9,000円の増と、委託料につきましては入札減等による減額でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、日程第37、議案第28号平成21年度由布市農業集落排水業特別会計補正予算（第4号）について詳細説明を求めます。環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（**平野 直人君**） 環境商工観光部長です。議案第28号について詳細説明を行います。

平成21年度由布市農業集落排水業特別会計補正予算（第4号）。平成21年度由布市農業集落排水業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,083万4,000円と定める。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。平成22年2月25日提出、由布市長。

5ページをお開きください。歳入でございますが、5款1項2目の利子配当金でございます、基金の金利が1万円ついたということでございまして、次の6ページで歳出でございますが、その1万円を一般管理費の積立金に1万円を行うものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、日程第38、議案第29号平成21年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（**秋吉 敏雄君**） 健康福祉事務所長です。議案第29号の説明をいたします。

平成21年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第3号）でございます。平成21年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ136万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,097万円と定める。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。平成22年2月25日提出、由布市長。

5ページをお願いいたします。歳入でございますが、売上金収入を4万6,000円追加いたしまして、2款の繰入金を141万2,000円、一般会計からの繰入金を減額しているところでございます。

次の6ページでございます。歳出でございますが、一般管理費と施設管理費、施設管理費は5万1,000円増額をしておりますが、計136万6,000円を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（**瀧野けさ子君**） 次に、日程第39、議案第30号平成21年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（**佐藤 省一君**） 産業建設部長です。議案第30号につきまして説明申し上げます。

す。

平成21年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。平成21年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,167万4,000円と定める。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。平成22年2月25日提出、由布市長。

5ページをお願いいたします。歳入につきましては、公共下水道の利子の確定によりまして利子及び配当金に2,000円を増額いたしております。

6ページをお願いいたします。歳出では、公共下水道基金に2,000円に積み立てるものがございます。

以上でございます。

○議長（**淵野けさ子君**） 次に、日程第40、議案第31号平成21年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）について詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（**佐藤 省一君**） 続きまして、議案第31号につきまして説明申し上げます。

平成21年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）。総則、第1条、平成21年度由布市水道事業会計の補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

5ページをあけていただきたいと思います。まず、収益的収入から説明申し上げます。

1項の営業収益1目の給水収益の水道料金386万5,000円の減につきましては、決算見込による水道料金の減額です。3目その他営業収益につきましては、アパート等の新築による加入負担金が増額となっております。

2項の営業外収益2目他会計補助金は、消火栓修理4基分でございます。

6ページをお願いいたします。支出といたしましては、第1項の営業費用1目原水及び上水費でございますが、100万円の減につきましては、水道使用水量の減によりまして取水ポンプ運転稼働時間が減少したための減額でございます。予備費で調整をいたしております。

次に、資本的収入でございますが、5項他会計補助金741万2,000円の減額となっております。21年度事業で計画をしておりました川上水源地周辺整備といたしまして、分筆測量、管理道整備等の計画が登記事務に時間を要しておりますので、22年度予算で組み替えをするための減額でございます。

8ページをお願いいたします。資本的支出といたしましては、委託料、請負工事費につきましては入札減及び22年度組替による減額でございます。

1ページをお願いいたします。収益的収入及び支出、第2条、平成21年度由布市水道事業会

計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款、水道事業収益。補正予定額13万7,000円、計4億9,879万2,000円。

第2款、水道事業費。補正予定額13万7,000円、4億9,879万2,000円。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条本文括弧書き中、「不足する額1億8,538万4,000円は」を「不足する額1億7,686万1,000円は」に、「過年度分損益勘定留保資金1億6,538万4,000円」を「過年度分損益勘定留保資金1億5,686万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第3款、資本的収入。補正予定額、減額の747万8,000円、計4,667万2,000円。

次ページお願いいたします。第4款、資本的支出、補正予定額1,600万2,000円。計2億2,353万2,000円。

他会計からの補助金、第4条、予算第8条中7,381万円を6,680万3,000円に改める。

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりとする。平成22年2月25日提出、由布市長。

以上でございます。

○議長（**浏野けさ子君**） ここで暫時休憩いたします。再開は15時といたします。

午後2時49分休憩

.....

午後3時00分再開

○議長（**浏野けさ子君**） 再開いたします。

----- . ----- . -----

○議長（**浏野けさ子君**） お諮りします。本日の会議はここまでにとどめ延会にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**浏野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

なお、次回の本会議は、明日26日午前10時から引き続き議案の詳細説明を行います。本日はこれにて延会します。大変に御苦労さまでした。

午後3時01分延会
